

改正後

個⑥050 の特別償却に関する明細書【裏面】

の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 標題「 の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条（特定設備等の特別償却）の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第12条の2（医療用機器等の特別償却）の適用を受けるときは「医療用機器等」などのように記載します。
(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。
(3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
(4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超過して使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。
(5) 「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」（⑯～⑰）欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、機械設備等を事業の用に供した年の翌年（⑱～⑳）欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。
また、「⑲」欄には、機械設備等の取得価額（⑥）の金額。ただし、措法第10条の3に規定する特定の機械設備等などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額に、特別償却率（％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。
(注) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成26年改正前の措法第11条の2第1項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第19条第1号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が50億円を超える場合は産業集積法第19条第2号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が30億円を超える場合には、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率（％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑲」欄に記載します。

Table with 2 columns: Asset type and calculation formula. i 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産 50億円 × (⑥ / 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額) × ⑲
ii 農林漁業関連業種用集積産業用資産 30億円 × (⑥ / 農林漁業関連業種用集積産業用資産の取得価額の合計額) × ⑲

- なお、次の場合などにおいては、「⑲」欄には、「⑥-⑱」の金額を記載します。
・平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等をした措法第10条の2の2第1項第1号イに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
・平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等をした平成26年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
・産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をした措法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
・平成26年4月1日以後に取得等をした一定の減価償却資産につき、震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
・東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成23年12月26日）から平成26年3月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成26年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
・避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合
・復興特区法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合
なお、この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2の2、第10条の3、第10条の5の2、第10条の5の3、第10条の5の5、第11条、第11条の2、第11条の3、第12条、第12条の2、震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の5 等

改正前

個⑥050 の特別償却に関する明細書【裏面】

の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。
なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの制度の適用はありません。
この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 標題「 の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法に規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条（特定設備等の特別償却）の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第12条の2（医療用機器等の特別償却）の適用を受けるときは「医療用機器等」などのように記載します。
(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。
(3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
(4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超過して使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。
(5) 「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」（⑯～⑰）欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」（⑱～⑳）欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。
また、「⑲」欄には、機械設備等の取得価額（⑥）の金額。ただし、平成23年12月改正前の措法第10条の2の2、措法第10条の3及び平成24年改正前の措法第11条に規定する特定の機械設備等又は一定の場合については、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額に、特別償却率（％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。
(注) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成26年改正前の措法第11条の2第1項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第19条第1号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が50億円を超える場合は産業集積法第19条第2号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が30億円を超える場合には、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率（％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑲」欄に記載します。

Table with 2 columns: Asset type and calculation formula. i 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産 50億円 × (⑥ / 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額) × ⑲
ii 農林漁業関連業種用集積産業用資産 30億円 × (⑥ / 農林漁業関連業種用集積産業用資産の取得価額の合計額) × ⑲

- なお、次の場合などにおいては、「⑲」欄には、「⑥-⑱」の金額を記載します。
・平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等をした措法第10条の2の2第1項第1号イ及びハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、措法第10条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合
・平成24年3月29日から平成25年3月31日までの間に取得等をした平成25年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号イに規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等につき、平成25年改正前の措法第10条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合
・平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等につき、平成25年12月改正前の措法第10条の2の2第1項及び第4項の規定の適用を受ける場合
・平成24年6月22日から平成26年3月31日までの間に取得等をした資源循環推進化対応設備等につき、平成23年12月改正前の措法第11条の2第2項及び第3項の規定の適用を受ける場合
・東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成23年12月26日）から平成26年3月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、震災特例法第10条の2第1項及び第6項の規定の適用を受ける場合
・避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過するまでの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合
・復興特区法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合
なお、この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2の2、第10条の3、第10条の5の2、第10条の5の3、第10条の5の5、第11条、第11条の2、第11条の3、第12条、第12条の2、震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の5 等

改正後

改正前

(削除)

個⑥051 プログラム等準備金に関する明細書

プログラム等準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

準備金の積立限度額の計算	その年分の制御プログラムの譲渡又は提供等に係る収入金額	①	円	
	6億5千万円 × $\frac{\text{---}}{12}$ 相当額	②		
	積立限度額 (① × $\frac{13}{100}$ と ② のうち少ない金額)	③		
	その年分の制御プログラム以外の汎用プログラムの譲渡又は提供等に係る収入金額	④		
	④のうち			
	④と100億円 × $\frac{\text{---}}{12}$ 相当額のうち少ない金額	⑤		
	④の100億円相当額を超える部分の金額	⑥		
	積立限度額 (⑤ × $\frac{23}{100}$ + ⑥ × $\frac{15}{100}$)	⑦		
	その年分の情報処理システムの企画等の役務の提供に係る収入金額	⑧		
	⑧のうち他の者への業務委託に要した費用の合計額	⑨		
	差引収入金額 (⑧ - ⑨)	⑩		
	⑩に係る積立限度額 (⑩ × $\frac{9}{100}$)	⑪		
	積立限度額 (③ + ⑦ + ⑪)	⑫		
その年分の証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾等に係る収入金額	⑬			
積立限度額 (⑬ × $\frac{8}{100}$)	⑭			
積立限度額合計 (⑫ + ⑭)	⑮			
本年積み立てたプログラム等準備金の額	⑯			
収入金額に算入する額の計算				
積立年分	当初積み立てた準備金の額	年初現在の準備金の額	本年の収入金額に算入する額 4年経過後4年間均等取崩しによるもの (⑮ × $\frac{1}{4}$)	翌年繰越額 (⑮ - ⑰ - ⑱)
	⑰	⑱	⑲	⑳
平成 年分	円	円	円	円
平成 年分				
平成 年分				
平成 年分				
平成 年分				
平成 年分				
平成 年分				
本年分				
計				

プログラム等準備金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成15年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条の2の規定によるプログラム等準備金の積立て又は収入金額算入を行う場合に使用します。

この明細書は、プログラム等準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、旧措法第20条の2第1項第1号イに規定する汎用プログラムのうち他のプログラムの実行を制御するもの（以下「制御プログラム」といいます。）の譲渡又は提供に係る収入金額と、その制御プログラムの譲渡又は提供に附帯して行う情報処理に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務に係る収入金額との合計額を記載します。
 - (2) 「②」欄の「6億5千万円× $\frac{1}{12}$ 相当額」及び「⑧」欄の「⑧と100億円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額」の分子の空欄には、「12」と記載します。
なお、その年の中途において事業を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。
 - (3) 「④」欄には、旧措法第20条の2第1項第1号ロに規定する制御プログラム以外の汎用プログラムの譲渡又は提供に係る収入金額と、その汎用プログラムの譲渡又は提供に附帯して行う情報処理に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務の提供に係る収入金額との合計額を記載します。
 - (4) 「⑥」欄には、旧措法第20条の2第1項第1号ハに規定する情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しくは指導に関する定型的な役務と区分して行われるものの提供に係る収入金額の合計額を記載します。
 - (5) 「⑦」欄には、「⑥」欄に記載されたもののうち当該情報処理システムの企画等に係る業務の全部又は一部を他の者に委託している場合における当該委託に要した費用の合計額を記載します。
 - (6) 「⑨」欄には、旧措法施行令第12条の2第11項に規定する証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に係る収入金額と、その譲渡、提供又は利用の許諾に附帯して行う特定のデータベースの利用に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務の提供に係る収入金額との合計額を記載します。
 - (7) 「収入金額に算入する額の計算」の各欄は、プログラム等準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、積立後4年を経過したこと、任意に取り崩したこと等により収入金額算入額を計算する場合に記載します。
 - (8) 「⑩」欄には、年初現在のプログラム等準備金の金額を「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過したもの」と「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過しないもの」とに区分し、それぞれ最も古い年分から順次記載します。
 - (9) 「⑪」欄には、「積み立てた年の翌年1月1日から4年を経過したもの」の各年分だけについて、「⑩」欄の金額の4分の1に相当する金額を記載します。ただし、当該金額が「⑩」欄の金額から「⑪」欄の金額を控除した金額（以下この項において「⑩-⑪の金額」といいます。）を超えるときは、⑩-⑪の金額を記載します。
 - (10) 「⑫」欄には、本年において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立年分の最も古い年分の年初現在の準備金額からまず取り崩したものとして順次記載します。
- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
旧措法第20条の2（この制度は、平成15年分をもって廃止されました。）

改正後

改正前

個⑥051 事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(平成22年分以降用)【表面】

個⑥051-1 事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(平成22年分以降用)【表面】
(同左)

事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分) 氏名

平成23年12月改正前の租税特別措置法第19条の4第1項の該当号	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	(平成22年分以降用)
資 産 種 別	②						
設 備 の 名 称	③						
取 得 年 月 日	④	年・・・	年・・・	年・・・	年・・・	年・・・	
事業の用に供した年月日	⑤	年・・・	年・・・	年・・・	年・・・	年・・・	
取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円	円	
⑥の合計額	⑦						
所得税額の特別控除額の計算							
事業所得に係る所得税額	⑧	円	教育費の額		⑨	円	
本年税額(基準額)	⑩		教育訓練費の額		⑪		
取得価額の合計額	⑫	円	教育訓練費割合		⑬	%	
税額控除限度額	⑭		教育訓練費に係る税額控除限度額		⑮	円	
本年税額控除可能額	⑯		0.25% ≤ ⑬の場合		⑰	0.12	
所得税額超過構成額	⑱		0.15% ≤ ⑬ < 0.25%の場合		⑲		
本年分の特別控除額	⑲		⑯ - 0.15% × ⑫ + ⑮ / 100		⑳		
差し引本年税額基準額改額	㉑		費に		㉒		
繰越税額控除限度超過額	㉓		費る		㉔		
繰上のうち本年繰越税額控除可能額	㉕		に		㉖		
繰上のうち本年繰越税額控除可能額	㉗		係		㉘		
所得税額超過構成額	㉙		る		㉚		
本年繰越税額控除額	㉛		も		㉜		
			の		㉝		
			の		㉞		
			所得税額超過構成額		㉟		
			本年分の特別控除額		㊱		
			所得税額の特別控除額		㊲		
翌年繰越税額控除限度超過額の計算							
年 分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額等	翌年繰越額				
平成 年分	⑳	㉑	㉒				
(前年分)		円	円				
本 年 分	(㉓の金額)	(㉔の金額)	円				
合 計			円				
設 備 の 概 要							

改正後

改正前

個⑥051 事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(平成22年分以降用)【裏面】

個⑥051-1 事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(平成22年分以降用)【裏面】

事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成23年12月改正前の租税特別措置法(以下「旧措法」といいます。)第10条の4第3項、第4項及び第6項に規定する事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

なお、この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、その事業基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、平成23年12月改正前の所得税法(以下「旧所法」といいます。)第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(旧措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(旧措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(平成23年12月改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧震災特例法」といいます。)8)、住宅耐震改修特別控除(旧措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(旧措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(旧措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(平成25年改正前の措法41の19の5)、外国税額控除(旧所法95)などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(5) 「⑩」欄の内書には、旧措法第10条の4第3項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうち同条第1項に規定する情報基盤強化設備等がある場合に、当該情報基盤強化設備等の「⑦」欄の金額の合計額を記載します。

- (6) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑪」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「⑮」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑫」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「⑯」欄の外書には、旧措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(旧震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用される場合を含みます。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- (10) 「⑰」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額(教育訓練に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額)を記載します。
- (11) 「⑱」欄は、「㉔」欄の記載がない場合には「㉔×㉔」の金額を記載し、「㉔」欄の記載がある場合には「㉔×㉔」の金額を記載します。
- (12) 「設備の概要」欄には、その設備が事業基盤強化設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法10条の4、平成23年12月所法等改正法附則第47条

この明細書は、青色申告者が平成23年12月改正前の租税特別措置法(以下「旧措法」といいます。)第10条の4第3項、第4項及び第6項に規定する事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、事業基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(震災特例法8)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(平成25年改正前の租税特別措置法41の19の5)及び外国税額控除(所法95)の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(5) 「⑩」欄の内書には、旧措法第10条の4第3項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうち同条第1項に規定する情報基盤強化設備等がある場合に、当該情報基盤強化設備等の「⑦」欄の金額の合計額を記載します。

- (6) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑪」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「⑮」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑫」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「⑯」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

(10) 「⑰」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額(教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。)を記載します。

- (11) 「⑱」欄には、「㉔」欄の記載がない場合には「㉔×㉔」の金額を記載し、「㉔」欄の記載がある場合には「㉔×㉔」の金額を記載します。
- (12) 「設備の概要」欄には、その設備が事業基盤強化設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の4(この制度は、平成24年3月31日をもって廃止されました。)、平成23年12月所法等改正法附則第47条

改正後

改正前

(削除)

個⑥054 事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

項目	①		②		③																																											
	平	年	平	年	平	年																																										
提供停止設備の明細	<table border="1"> <tr> <td>提供停止設備の名称</td> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提供停止年月日</td> <td>②</td> <td>平</td> <td>年</td> <td>平</td> <td>年</td> <td>平</td> </tr> <tr> <td>リース契約期間の月数</td> <td>③</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象事業の用に供した年月日</td> <td>④</td> <td>平</td> <td>年</td> <td>平</td> <td>年</td> <td>平</td> </tr> <tr> <td>対象事業の用に供しなくなった年月日</td> <td>⑤</td> <td>平</td> <td>年</td> <td>平</td> <td>年</td> <td>平</td> </tr> <tr> <td>対象事業の用に供した月数(④-⑤)</td> <td>⑥</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> <td>月</td> <td></td> </tr> </table>						提供停止設備の名称	①						提供停止年月日	②	平	年	平	年	平	リース契約期間の月数	③		月		月		対象事業の用に供した年月日	④	平	年	平	年	平	対象事業の用に供しなくなった年月日	⑤	平	年	平	年	平	対象事業の用に供した月数(④-⑤)	⑥		月		月	
提供停止設備の名称	①																																															
提供停止年月日	②	平	年	平	年	平																																										
リース契約期間の月数	③		月		月																																											
対象事業の用に供した年月日	④	平	年	平	年	平																																										
対象事業の用に供しなくなった年月日	⑤	平	年	平	年	平																																										
対象事業の用に供した月数(④-⑤)	⑥		月		月																																											
リース費用の総額	⑦		円		円																																											
基準リース料(⑦× $\frac{60}{100}$)	⑧																																															
税額控除限度額相当額(⑧× $\frac{7}{100}$)	⑨																																															
提供停止設備のリース特別控除額(供用年の特別控除に関する明細書(本案)の⑤)	⑩																																															
供用年分のリース特別控除取戻税額(⑩の計)	⑪																																															
供用年分のリース特別控除取戻税額(⑪又は(⑩+⑫))	⑬			⑫の⑬		⑫の⑬+⑭																																										
供用年分のリース特別控除取戻税額(⑬+⑭)	⑭																																															
供用停止設備のリース特別控除取戻税額相当額(⑬-⑭(赤字のときは0))	⑮																																															
供用年のリース税額控除実施額(⑮と⑯のうち少ない方の金額)	⑯			⑮																																												
提供停止設備のリース特別控除取戻税額相当額(供用年の翌年における繰越税額控除限度超過額の控除実金額の合計額(供用年の翌年の特別控除に関する明細書(本案)の⑥))	⑰																																															
供用年の翌年に係る繰越税額控除限度超過額(供用年の特別控除に関する明細書(本案)の⑥)	⑱																																															
供用年の翌年の特別控除に関する明細書(付表)の(⑱-⑲)	⑲																																															
供用年のリース特別控除の取戻しを受けた設備がある場合	⑳																																															
⑳の計	㉑																																															
㉑又は(㉑+㉒)	㉒			㉑の㉒		㉑の㉒+㉓																																										
㉒+㉓	㉓																																															
供用停止設備の繰越税額控除限度超過額控除実金額相当額(⑱-⑲-㉓(赤字のときは0))	㉔																																															
⑱-⑲	㉕																																															
供用年の翌年のリース税額控除実施額(㉔と㉕のうち少ない方の金額)	㉖			㉔																																												
リース特別控除の計算	<table border="1"> <tr> <td>供用年の税額</td> <td>①-②</td> <td>②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額</td> <td>③</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③の計</td> </tr> <tr> <td>供用の分戻税額</td> <td>④×$\frac{①-②}{①}$</td> <td>④</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用年の翌年分のリース特別控除取戻税額の合計額</td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑤の計</td> </tr> </table>						供用年の税額	①-②	②					供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	③					③の計	供用の分戻税額	④× $\frac{①-②}{①}$	④					供用年の翌年分のリース特別控除取戻税額の合計額	⑤					⑤の計														
供用年の税額	①-②	②																																														
供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	③					③の計																																										
供用の分戻税額	④× $\frac{①-②}{①}$	④																																														
供用年の翌年分のリース特別控除取戻税額の合計額	⑤					⑤の計																																										
供用停止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用停止設備で既にリース特別控除の取戻しを受けた供用停止設備の明細																																																
設備の名称	⑥					計																																										
対象事業の用に供した年月日	⑦	平	年	平	年																																											
対象事業の用に供しなくなった年月日	⑧	平	年	平	年																																											
リース費用の総額	⑨		円		円																																											
供用年のリース税額控除実施額	⑩																																															
供用年の翌年のリース税額控除実施額	⑪																																															

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;">事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第11項の規定による事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄及び「②」欄には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。</p> <p>(2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の貸借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄から「⑫」欄には、供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備については記載せず、供用年の翌々年以降に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備についてのみ記載します。 （注）供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。</p> <p>(5) 「供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の事業基盤強化設備で、既に対象事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄と「⑮」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際を使用したこの明細書の「⑩」欄と「⑫」欄の金額をそれぞれ記載します。 （注）供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備については、「⑭」欄のみに記載し、「⑮」欄には記載しません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条の4</p>

改正後

改正前

個⑥054 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【表面】

個⑥054-1 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【表面】
（同左）

エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成 年分）		氏名				
平成22年に取得した設備の建設費明細書第18条第2の工事工事費合計の項目号	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
資 産 種 別	②					
形 状、設備の種類又は区分	③					
区 画	④					
分 取 得 年 月 日	⑤	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
事業の用に供した年月日	⑥	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額又は製作価額	⑦	円	円	円	円	円
改正取得価額 （⑦又は⑦× $\frac{50}{100}$ ）	⑧					
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
本 年 分	取得価額の合計額 （⑧の合計）	⑨	円	引当本年税額計算額 （⑨-⑩）	⑪	円
	税額控除限度額 （⑨×10%）	⑩		繰越税額控除限度超過額 （⑩の「平成 年分」）	⑫	
	事業所得に係る所得税額	⑬		以上のうち本年繰越税額控除額 （⑫と⑬のうち少ない金額）	⑭	
	本年税額計算額 （⑬-⑭）	⑮		所得税額超過構成額	⑯	
	本年税額控除可能額 （⑮と⑫のうち少ない金額）	⑰		本年繰越税額控除額 （⑯-⑰）	⑱	
	所得税額超過構成額	⑲		所得税額の特別控除額 （⑱+⑫）	⑳	
本年分の特別控除額 （⑲-⑳）	㉑					
翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 額 超 過 額 の 計 算						
平 分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	㉒	円	本年控除可能額等	㉓	円
平成 年分 （前年分）			円	翌年繰越額 （㉒-㉓）	㉔	
本 年 分	（㉒の金額）		円	（㉓の金額）	円	
合 計						
機 械 設 備 等 の 概 要						

改正後

改正前

個⑥054 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【裏面】

個⑥054-1 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【裏面】

エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成23年12月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

なお、この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

（注） エネルギー需給構造改革推進設備に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。

この明細書は、青色申告者が平成23年12月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

なお、この明細書は、エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

（注） エネルギー需給構造改革推進設備に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備が旧措法第10条の2の2第1項各号のいずれに該当するかを記載します。
- (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー需給構造改革推進設備の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑧」欄には、旧措法第10条の2の2第1項第1号ハ又は第3号に掲げる減価償却資産について、「⑦」欄の金額に50/100を乗じて計算した金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備が旧措法第10条の2の2第1項各号のいずれに該当するかを記載する。
- (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー需給構造改革推進設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑧」欄には、旧措法第10条の2の2第1項第1号ハ若しくは第3号に掲げる減価償却資産について、「⑦」欄の金額に $\frac{50}{100}$ を乗じて計算した金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

（注）1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（平成25年改正前の措法41の19の5）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

（注）1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（平成25年改正前の租税特別措置法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「④」欄及び「⑨」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄及び「㉕」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「㉔」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

(6) 「④」欄及び「⑨」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄及び「㉕」欄のBの金額を記載します。

(7) 「㉔」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の2の2、平成23年12月所法等改正法附則第45条

3 根拠条文

旧措法第10条の2の2（この制度は、平成24年3月31日をもって廃止されました。）、平成23年12月所法等改正法附則第45条

改正後

個⑥055-1 エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

租税特別措置法第10条の2の2第1項各号の該当号		①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号		
資産 区分	種 類	②							
	構造、設備の種類又は区分	③							
	細 目	④							
	取 得 年 月 日	⑤	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .		
	事業の用に供した年月日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .		
取得価額又は製作価額	⑦		円	円	円	円	円		
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算									
本 年 分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧		円	前	差引本年税額基準額残額 (⑩-⑪)	⑬		円
	税額控除限度額 (⑧× $\frac{7}{100}$)	⑨			年	繰越税額控除限度超過額 (⑨の「平成 年分」)	⑭		
	事業所得に係る所得税額	⑩			繰	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑬と⑭のうち少ない金額)	⑮		
	本年税額基準額 (⑩× $\frac{20}{100}$)	⑪			越	所得税額超過構成額	⑯		
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			分	本年繰越税額控除額 (⑮-⑯)	⑰		
	所得税額超過構成額	⑬				所得税額の特別控除額 (⑰+⑱)	⑲		
本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭					⑳			
翌年繰越税額控除限度超過額の計算									
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	⑲		円	本年控除可能額等	⑳		円	翌年繰越額 (⑲-⑳)
平成 年分 (前年分)				円	(⑰の金額)	㉑			
本年分	(⑫の金額)			円	(⑲の金額)			外	円
合 計									
機 械 設 備 等 の 概 要									

改正前

個⑥055-1 エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

租税特別措置法第10条の2の2第1項各号の該当号		①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号		
資産 区分	種 類	②							
	構造、設備の種類又は区分	③							
	細 目	④							
	取 得 年 月 日	⑤	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .		
	事業の用に供した年月日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .		
取得価額又は製作価額	⑦		円	円	円	円	円		
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算									
本 年 分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧		円	前	差引本年税額基準額	⑩		円
	税額控除限度額 (⑧× $\frac{7}{100}$)	⑨			年	繰越税額控除限度超過額 (⑨の「平成 年分」)	⑪		
	事業所得に係る所得税額	⑫			繰	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑩と⑪のうち少ない金額)	⑬		
	本年税額基準額 (⑫× $\frac{20}{100}$)	⑭			越	所得税額超過構成額	⑮		
	本年税額控除可能額 (⑨と⑭のうち少ない金額)	⑯			分	本年繰越税額控除額 (⑬-⑮)	⑰		
	所得税額超過構成額	⑰				所得税額の特別控除額 (⑰+⑱)	⑲		
本年分の特別控除額 (⑯-⑰)	⑱					⑳			
翌年繰越税額控除限度超過額の計算									
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	⑲		円	本年控除可能額等	⑳		円	翌年繰越額 (⑲-⑳)
平成 年分 (前年分)				円	(⑰の金額)	㉑			
本年分	(⑯の金額)			円	(⑲の金額)			外	円
合 計									
機 械 設 備 等 の 概 要									

改正後

改正前

個⑥055-1 エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

個⑥055-1 エネルギー環境負荷低減推進設備等を所得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項（平成26年改正前又は平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項（平成26年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2の2第3項及び第4項に係る部分を含みます。）に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

なお、この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この明細書は、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

ただし、平成25年4月1日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。

ただし、平成25年4月1日以後に取得等したエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません。

(注) エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。

(注) エネルギー環境負荷低減推進設備等に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が(旧)措法第10条の2の2第1項各号のいずれに該当するかを記載します。
- (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (1) 「①」欄の「第 号」の空欄には、エネルギー環境負荷低減推進設備等が措法第10条の2の2第1項各号のいずれに該当するかを記載します。
- (2) 「②」欄から「④」欄には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から(旧)第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除((旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除((旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。))8)、住宅耐震改修特別控除((旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除((旧)措法41の19の3)、認定(長期優良)住宅新築等特別税額控除((旧)措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(旧措法41の19の5)、外国税額控除(所法95)及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(震災特例法8)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(旧措法41の19の5)及び外国税額控除(所法95)の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (5) 「⑬」欄及び「⑭」欄には、それぞれ「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄及び「⑭」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑯」欄の外書には、(旧)措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。

- (5) 「⑬」欄及び「⑭」欄には、それぞれ「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄及び「⑭」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑯」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2の2、旧措法第10条の2の2

3 根拠条文

措法第10条の2の2、旧措法第10条の2の2

改正後

改正前

個⑥055-2 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の
 所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【表面】

個⑥055-2 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の
 所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【表面】

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名			(平成22年分以降用)			
種 別	①	年 分	前年繰越額 又は本年税額 控除限度額	本年控除 可能額等	翌年繰越額 (②-①)	取 得 年 分	取 得 年 分	取 得 年 分
資 産 区 分	構造、用途又は設備の種類	②	円	円	円	平成 年分 (4年前)	平成 年分 (3年前)	平成 年分 (2年前)
	取得年月日	③	平・・・	平・・・	平・・・	外	外	外
	事業の用に供した年月日	④	平・・・	平・・・	平・・・	外	外	外
	取得価額又は製作価額	⑤	円	円	円	計	(⑧の金額)	(⑩の金額)
本 所 得 税 額 の 特 別 控 除 前 の 計 算	取得価額の合計額 (⑤の合計)	⑥	円			本年分	合 計	本年分
	同上のうち建物及び その附属設備に係る額	⑦				年 分	前年繰越額	本年控除 可能額等
	税額控除限度額 (⑥-⑦) $\times\frac{15}{100}+\frac{8}{100}$	⑧	円	円	円	平成 年分 (4年前)	平成 年分 (3年前)	平成 年分 (2年前)
	事業所得に係る所得税額	⑨				外	外	外
	本年税額基準額 (⑨ $\times\frac{20}{100}$)	⑩				外	外	外
	本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額)	⑪				計	(⑧の金額)	(⑩の金額)
	所得税額超過構成額	⑫				年 分	前年繰越額 又は本年税額 控除限度額	本年控除 可能額等
	本年税額控除額 (⑪-⑫)	⑬				平成 年分 (4年前)	平成 年分 (3年前)	平成 年分 (2年前)
	差引本年税額基準額残額 (⑩-⑪)	⑭				外	外	外
	繰越税額控除限度超過額 (⑫の計)	⑮				計	(⑮の金額)	
	同上のうち本年繰越 税額控除可能額 (⑮と⑩のうち少ない金額)	⑯				本年分	(⑧の金額)	(⑩の金額)
	所得税額超過構成額	⑰				合 計		
本年繰越税額控除額 (⑯-⑰)	⑱				所得税額の特別控除額 (⑬+⑱)			

(平成 年分)		氏名			(平成22年分以降用)			
種 別	①	年 分	前年繰越額 又は本年税額 控除限度額	本年控除 可能額等	翌年繰越額 (②-①)	取 得 年 分	取 得 年 分	取 得 年 分
資 産 区 分	構造、用途又は設備の種類	②	円	円	円	平成 年分 (4年前)	平成 年分 (3年前)	平成 年分 (2年前)
	取得年月日	③	平・・・	平・・・	平・・・	外	外	外
	事業の用に供した年月日	④	平・・・	平・・・	平・・・	外	外	外
	取得価額又は製作価額	⑤	円	円	円	計	(⑧の金額)	(⑩の金額)
本 所 得 税 額 の 特 別 控 除 前 の 計 算	取得価額の合計額 (⑤の合計)	⑥	円			本年分	合 計	本年分
	同上のうち建物及び その附属設備に係る額	⑦				年 分	前年繰越額	本年控除 可能額等
	税額控除限度額 (⑥-⑦) $\times\frac{15}{100}+\frac{8}{100}$	⑧	円	円	円	平成 年分 (4年前)	平成 年分 (3年前)	平成 年分 (2年前)
	事業所得に係る所得税額	⑨				外	外	外
	本年税額基準額 (⑨ $\times\frac{20}{100}$)	⑩				外	外	外
	本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額)	⑪				計	(⑧の金額)	(⑩の金額)
	所得税額超過構成額	⑫				年 分	前年繰越額 又は本年税額 控除限度額	本年控除 可能額等
	本年税額控除額 (⑪-⑫)	⑬				平成 年分 (4年前)	平成 年分 (3年前)	平成 年分 (2年前)
	差引本年税額基準額残額 (⑩-⑪)	⑭				外	外	外
	繰越税額控除限度超過額 (⑫の計)	⑮				計	(⑮の金額)	
	同上のうち本年繰越 税額控除可能額 (⑮と⑩のうち少ない金額)	⑯				本年分	(⑧の金額)	(⑩の金額)
	所得税額超過構成額	⑰				合 計		
本年繰越税額控除額 (⑯-⑰)	⑱				所得税額の特別控除額 (⑬+⑱)			

改正後

改正前

個⑥055-2 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【裏面】

個⑥055-2 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【裏面】

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成24年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項及び第4項に規定する沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、次に掲げる年分において、所得税額がないためその後の年分に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければならないので、ご注意ください。

- ① 経営革新設備等を事業の用に供した年分（供用年）
- ② 供用年後の繰越税額控除限度超過額がある年分

1 記載要領

- (1) 「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類の名を記載します。
- (2) 「⑤」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（平成25年改正前の措法41の19の5）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「②」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「②」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「⑦」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑦」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑩（又は⑬、⑭）」の「計」までの各欄には、前年分のこの明細書の「⑩（又は⑬、⑭）」の金額を記載します。
- (7) 「⑩（又は⑬、⑭）」の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「計」及び「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- (8) 「⑫」～「⑮」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第5条の7第4項に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。
- (9) 「設備等の概要」欄には、設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の4、平成24年措法等改正法附則第7条

この明細書は、青色申告者が平成24年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項及び第4項に規定する沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、次に掲げる年分において、所得税額がないためその後の年分に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければならないので、ご注意ください。

- ① 経営革新設備等を事業の用に供した年分（供用年）
- ② 供用年後の繰越税額控除限度超過額がある年分

1 記載要領

- (1) 「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、設備の名を記載します。
- (2) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をい、租税特別措置法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（平成25年改正前の租税特別措置法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「②」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「②」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「⑦」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑦」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑩（若しくは⑬又は⑭）」の「計」までの各欄には、前年分のこの明細書の「⑩（若しくは⑬又は⑭）」の金額を記載します。
- (7) 「⑩（若しくは⑬又は⑭）」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「計」及び「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- (8) 「⑫」～「⑮」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第5条の7第4項に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。
- (9) 「設備等の概要」欄には、設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の4、平成24年措法等改正法附則第7条

改正後

改正前

(削除)

個⑥058 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

(平成 年 年分) 氏名

供用廃止設備の明細	種別	①			
	設備の名称	②			
	借入年月	③	年	年	年
	リース契約期間の月数	④	月	月	月
	リース契約期間の末日	⑤	年	年	年
税額控除額	リース費用の総額	⑦	円	円	円
	基準リース料 (⑦ × 10%)	⑧			
	リース税額控除限度額 (⑧ × 15%)	⑩			
供用廃止設備の供用年における経営革新設備の基準リース料の合計額 (供用年の特別控除に関する明細書(本表)の⑤)		⑨			
	⑨のうち既にリース特別控除の取戻しを済ませた設備がある場合	⑪			
供用廃止設備基準リース料割合 (⑩ ÷ ⑨ × 100)	⑫	%	%	%	
供用廃止設備のリース契約期間の残月数 (④ - ⑤)	⑬	月	月	月	
供用廃止期間割合 (⑬ ÷ ④ × 100)	⑭	%	%	%	
供用年分の取戻税額	供用年のリース税額控除実額 (リース資産の使用状況等に関する明細書の⑥の供用年分の金額)	⑮	円	円	円
	⑮のうち既にリース特別控除の取戻しを済ませた設備がある場合	⑯			
	供用年のリース特別控除取戻税額 (⑮ - ⑯) × ⑭	⑰			
リース特別控除取戻税額の計算	供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	⑱			⑱の計
	その年における繰越税額控除限度超過額の控除実額 (その年の特別控除に関する明細書(本表)の⑤)	⑲			
	その年における供用年の取戻に係る繰越税額控除限度超過額 (その年の特別控除に関する明細書(本表)の⑤の供用年分の金額)	⑳			
	その年における供用年の取戻以外の繰越税額控除限度超過額の合計額 (その年の特別控除に関する明細書(本表)の⑤の取戻以外の金額の合計額)	㉑			
	⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額の取戻に相当する金額を計算した後の金額	㉒			
	⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉓			
	⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉔			
	⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉕			
	⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉖			
	⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉗			
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉘				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉙				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉚				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉛				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉜				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉝				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉞				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㉟				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊱				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊲				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊳				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊴				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊵				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊶				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊷				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊸				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊹				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊺				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊻				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊼				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊽				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊾				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊿				
⑲のうち、供用年のリースに係る繰越税額控除限度超過額以外の金額を計算した後の金額	㊿の計				

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合の
リース特別控除取戻税額に関する明細書

この明細書は、青色申告者で沖縄の特定中小企業者が平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第11項の規定による経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。

この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。

1. 記載要領

- (1) 「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、設備の名称を記載します。
- (2) 「④」欄及び「⑤」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- (3) 「⑦」欄には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- (4) 「⑪」欄、「⑫」欄、「⑬」欄から「⑮」欄及び「⑯」欄の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の経営革新設備で、既に事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。
- (5) 「⑰」欄から「⑳」欄までの各欄は、供用廃止設備の供用年にリース特別控除の適用を受けた金額がある場合で、供用年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合に記載します。
(注) 供用年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合には、「⑰」欄から「⑳」欄までの各欄のみに記載し、「㉑」欄から「㉒」欄までの各欄には記載しないことに留意してください。
- (6) 「㉓」欄から「㉕」欄までの各欄は、供用廃止設備の翌年以後4年内の各年（供用廃止年の前年までの各年に限ります。）に繰越税額控除限度超過額の控除を受けた金額がある場合で、当該各年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合に記載します。

なお、この明細書は、当該各年のうち繰越税額控除限度超過額の控除を受けた年が異なるごとに用紙を改めて記載し、それぞれ対応する年分の修正申告書に添付することとなります。

また、「⑮」欄及び「⑯」欄に記載することとなる場合には、当該欄の金額を計算するために必要な明細書も併せて修正申告書に添付してください。

2. 提出先

納税地を所轄する税務署長

3. 根拠条件

旧措法第10条の5

改正後

改正前

(削除)

個⑥059 沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係るリース資産の使用状況等に関する明細書

沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る
リース資産の使用状況等に関する明細書

(平成 年分)

氏名

各年分において控除した所得税額の特別控除額等の明細								
年 分		①	平成 年分 (4年前)	平成 年分 (3年前)	平成 年分 (2年前)	平成 年分 (前年)	平成 年分	平成 年分
控除 された 額 の 明 細	取得分に係るもの (特別控除に関する明細書(本表)の②)	②	円	円	円	円	円	円
	リース分に係るもの (特別控除に関する明細書(本表)の③)	③						
	前期繰越分に係るもの (特別控除に関する明細書(本表)の④)	④						
	計(②+③+④)	⑤						
繰越 額 の 明 細	取得分に係るもの (特別控除に関する明細書(本表)の⑥欄の合計)	⑥						
	リース分に係るもの (特別控除に関する明細書(本表)の⑦欄の合計)	⑦						
	計(⑥+⑦)	⑧						
リース資産の明細								
供 用 年 分	⑩	平成 年分 (4年前)	平成 年分 (3年前)	平成 年分 (2年前)	平成 年分 (前年)	平成 年分	平成 年分	平成 年分
設 備 の 名 称	⑪							
賃 借 年 月 日	⑫	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日
事業の用に供した年月日	⑬	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日
リース契約終了年月日	⑭	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日
リース契約期間の月数	⑮	月	月	月	月	月	月	月
リース費用の総額	⑯	円	円	円	円	円	円	円
リース料(月額)	⑰							
本年において使用した期間	⑱	月	月	月	月	月	月	月
本年において支払うリース料	⑲	円	円	円	円	円	円	円
本年において事業の用に供しなくなった年月日	㉑	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日
使 用 の 状 況	㉒							
事業の用に供しなくなった理由	㉓							

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;">沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係るリース資産の使用状況等に関する明細書</p> <p>この明細書は、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第4項の規定の適用を受けた青色申告者で沖縄の特定中小企業者が平成19年改正前の租税特別措置法施行令第5条の7第16項の規定の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>この明細書は、旧措法第10条の5第4項の規定の適用を受けた年分及びその翌年以後（経営革新設備のリース契約期間内の日を含む年分で、当該経営革新設備の供用廃止年の翌年以後の各年分を除きます。）の各年分の確定申告書又は同法第11項の規定に基づく修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「各年分において控除した所得税額の特別控除額等の明細」の各欄には、前年までの年分について記載し、本年分については記載する必要はありません。</p> <p>(2) 「リース資産」の各欄には、前年までにおいて事業の用に供したリース資産（事業の用に供しなくなった年分後の年分を除きます。）について、沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）、沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）及び沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書の記載に準じてその明細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条の5</p>

改正後

改正前

個⑥058 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥059-1 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

(同左)

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

標準雇用者数の計算	適用年の12月31日における雇用者の数	①	人	税額控除限度額 (20万円×③) (⑤<⑥の場合は0)	⑦	円	
	適用年の前年の12月31日における雇用者の数	②		本年分の事業所得に係る所得税額	⑧		
	標準雇用者数 (①-②)	③		(赤字のときは0)	本年税額基準額 (⑧× $\frac{10又は20}{100}$)		⑨
	標準雇用者割合 (③/②)	④		控除	本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)		⑩
給与等支給額	⑤		円	所得税額超過構成額	⑪		
比較給与等支給額 (⑧)	⑥			算	所得税額の特別控除額 (⑩-⑪)	⑫	
比較給与等支給額の計算							
適用年の前年分	適用年の前年分 給与等支給額			$\frac{12}{⑬の月数}$		比較給与等支給額 (⑧+(⑩×⑬× $\frac{20}{100}$))	
⑬	⑭			⑮		⑯	
平成 年分			円	12		円	

改正後

改正前

個⑥058 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

個⑥059-1 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第1項、第2項及び第4項に規定する雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第1項、第2項及び第4項に係る部分を含みます。）に規定する雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「②」欄の適用年の前年の12月31日における雇用者の数が0である場合には、「④」欄は記載しません。
この場合には、「比較給与等支給額（④+（④×⑤×④×30/100）」は、「④+（④×⑤×④×30/100）」とあるのを「④+（④×⑤×30/100）」として計算した金額を記載します。

- (1) 「②」欄の適用年の前年の12月31日における雇用者の数が0である場合には、「④」欄は記載しません。
この場合には、「比較給与等支給額（④+（④×⑤×④× $\frac{30}{100}$ ）」は、「④+（④×⑤×④× $\frac{30}{100}$ ）」とあるのを「④+（④×⑤× $\frac{30}{100}$ ）」として計算した金額を記載します。

- (2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- (2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（旧措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（旧措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（旧措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（旧措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別控除（旧措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（旧措法41の19の5）、外国税額控除（平成25年改正前の所得税法95）及び旧震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。

(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（旧措法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (3) 「⑨」欄には、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。

- (3) 「⑨」欄には、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。

なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

- (4) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額の明細書」の「㊟」欄のBの金額を記載します。

- (4) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額の明細書」の「㊟」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

3 根拠条文

旧措法第10条の5、平成25年所法等改正法附則第36条

措法第10条の5、旧措法第10条の5

改正後

改正前

個⑥059 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

個⑥059-2 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分) 氏名 _____

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称		①						
事業名		②						
資産	種類	③						
	設備の名称	④						
区分	取得年月日	⑤	平・	平・	平・	平・	平・	
	指定事業の用に供した年月日	⑥	平・	平・	平・	平・	平・	
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円	
所得税額の特別控除額の計算								
本年分	取得価額の合計額(⑦の合計)	⑧	円	前年繰越	差引本年税額基準額残額(⑪-⑫)	⑬	円	
	税額控除限度額(⑧×7/100)	⑨			繰越税額控除限度超過額(⑫の「平成 年分」)	⑭		
	事業所得に係る所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額(⑬と⑭のうち少ない金額)	⑮		
	本年税額基準額(⑩×20/100)	⑪			所得税額超過構成額	⑯		
	本年税額控除可能額(⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額(⑮-⑯)	⑰		
	所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額(⑮+⑰)	⑱		
本年税額控除額(⑫-⑬)		⑭						
翌年繰越税額控除限度超過額の計算								
年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	⑲		本年控除可能額等	⑳		翌年繰越額(㉑-㉒)	
		㉑			㉒			
平成 年分(前年分)		円	(⑲の金額)	円				
本年分			(⑲の金額)	(⑲の金額)	外		円	
合計								
設備の概要								

(平成 年分) 氏名 _____

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称		①						
事業名		②						
資産	種類	③						
	設備の名称	④						
区分	取得年月日	⑤	平・	平・	平・	平・	平・	
	指定事業の用に供した年月日	⑥	平・	平・	平・	平・	平・	
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円	
所得税額の特別控除額の計算								
本年分	取得価額の合計額(⑦の合計)	⑧	円	前年繰越	差引本年税額基準額残額(⑪-⑫)	⑬	円	
	税額控除限度額(⑧×7/100)	⑨			繰越税額控除限度超過額(⑫の「平成 年分」)	⑭		
	事業所得に係る所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額(⑬と⑭のうち少ない金額)	⑮		
	本年税額基準額(⑩×20/100)	⑪			所得税額超過構成額	⑯		
	本年税額控除可能額(⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額(⑮-⑯)	⑰		
	所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額(⑮+⑰)	⑱		
本年税額控除額(⑫-⑬)		⑭						
翌年繰越税額控除限度超過額の計算								
年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	⑲		本年控除可能額等	⑳		翌年繰越額(㉑-㉒)	
		㉑			㉒			
平成 年分(前年分)		円	(⑲の金額)	円				
本年分			(⑲の金額)	(⑲の金額)	外		円	
合計								
設備の概要								

改正後	改正前
<p>個⑥059 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の3第3項及び第4項に規定する特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「②」欄には、租税特別措置法施行令第5条の6の3又は租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。</p> <p>(3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(5) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑭」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑯」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>(8) 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5の3</p>	<p>個⑥059-2 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告書を提出する個人が、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の3第3項及び第4項に規定する特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「②」欄には、租税特別措置法施行令第5条の6の3及び租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類及び設備の名称を記載します。</p> <p>(3) 「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(震災特例法8)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)及び外国税額控除(所法95)の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(5) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑭」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑯」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>(8) 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の5の3</p>

改正後

改正前

(削除)

個⑥060 情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）

情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）

(平成 年分)

此表

①	第 項	第 項	第 項	第 項
①	第 項	第 項	第 項	第 項
②				
③				
④	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日
⑤	年・月・日	年・月・日	年・月・日	年・月・日
⑥	円	円	円	円
⑦				
⑧	円	円	円	円
⑨				
⑩				
⑪				
⑫				
⑬				
⑭				
⑮				
⑯				
⑰				
⑱				
⑲				
⑳				
㉑				
㉒				
㉓				
㉔				
㉕				
㉖				
㉗				
㉘				
㉙				
㉚				
㉛				
㉜				
㉝				
㉞				
㉟				
㊱				
㊲				
㊳				
㊴				
㊵				
㊶				
㊷				
㊸				
㊹				
㊺				
㊻				
㊼				
㊽				
㊾				
㊿				

情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）

この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第3項、第4項及び第5項に規定する情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

なお、旧措法第10条の6第4項の規定による控除を受けた個人で平成18年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合には、「㉑」欄及び「㉒」欄から「㉓」欄、「情報通信機器等の概要」欄を使用します。

この明細書は、情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書（旧措令第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合は、情報通信機器等の供用年の翌年以後の各年分の確定申告書又は旧措法第10条の6第11項の規定による修正申告書）に添付してください。

1 記載要領

- ① 「㉑」欄には、情報通信機器等の耐用年数割合別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「㉒」欄には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。
- ② 「㉓」欄には、所得税法第42条又は第40条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- ③ 「㉔」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- ④ 「㉕」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- ⑤ 「㉖」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前のその年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、雑所得の金額（長期譲渡所得にあっては2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。
- ⑥ 「㉗」欄には、その年分の確定申告書に記載した営業所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。
- ⑦ 「㉘」欄には、その年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。
- ⑧ 「㉙」欄には、旧措規第5条の11第1号から第8号までに掲げる情報通信機器等に係る「取得価額又は製作価額」（「㉑」欄）の合計額を記載します。
- ⑨ 「㉚」欄には、旧措規第5条の11第9号に掲げるソフトウェアに係る「取得価額又は製作価額」（「㉑」欄）の合計額を記載します。
- ⑩ 「㉛」欄の外書には、旧措法第10条の6第1項に規定するソフトウェア以外の情報通信機器等に係る「リース費用の総額」（「㉕」欄）の合計額を記載します。
- ⑪ 「㉜」欄の外書には、ソフトウェアに係る「リース費用の総額」（「㉕」欄）の合計額を記載します。
- ⑫ 「㉝」欄には、リース分の特別控除額がない場合には⑩から⑪を控除した残額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には⑩から⑪を控除した残額を記載します。
- ⑬ 「㉞」欄には、その年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報通信機器等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、旧措法第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の6（この制度は平成18年3月31日をもって廃止されました。）、平成18年所法等改正法附則第82条

改正後

改正前

(削除)

個⑥061 情報通信機器等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）

情報通信機器等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）

(平成 年 年分) 氏名 _____

供 用 機 器 の 明 細	種 別	①			
	情報通信機器等の名称	②			
	貸 借 年 月 日	③	年・月・日	年・月・日	年・月・日
	リース契約期間の月数	④	月	月	月
	事業の用に供した年月日	⑤	年・月・日	年・月・日	年・月・日
	事業の用に供しなくなった年月日	⑥	年・月・日	年・月・日	年・月・日
	事業の用に供した月数(⑤-⑥)	⑦	月	月	月
	リース費用の総額	⑧	円	円	円
	基準リース料(⑧× $\frac{60}{100}$)	⑨			
	リース税額控除限度額(⑨× $\frac{10}{100}$)	⑩	円	円	円
本 表 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	供用年におけるリース税額控除限度額(前年分の本表の⑩)	⑪			
	⑩又は(⑩+⑨)	⑫		⑪の⑩	⑪の⑩+⑨
	⑫-⑬(赤字のときは0)	⑬			
	供用年リース税額控除実施額(⑬と⑭のいずれか少ない方の金額)	⑭			
	供用停止設備に係る繰越リース税額控除限度超過額(⑭-⑮)の計	⑮			
	累引本年税額基準額残額(本表の⑮)	⑯			
	供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額(前年分の本表の⑩)	⑰			
	⑰のうち、リースに係る繰越税額控除限度超過額に対応する金額(⑰-⑱(赤字のときは0))	⑱			
	⑱と⑲のいずれか少ない方の金額	⑲			
	同上のうち、事業の用に供しなくなった期間に対応する金額(⑲× $\frac{⑲-⑱}{⑱}$)	⑳			
供用年のリース分に係る繰越税額控除限度超過額(前年分の本表の⑩)	㉑				
㉑-㉒(赤字のときは0)	㉒				
本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額(㉒+⑲)	㉓				

改正後

改正前

情報通信機器等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）

この明細書は、青色申告者がその年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報通信機器等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。

この明細書は、「情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）」とともに、確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- ① 「①」欄には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。
- ② 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- ③ 「⑧」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の貸借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の6（この制度は平成18年3月31日をもって廃止されました。）、平成18年所法等改正法附則第82条

(削除)

個⑥062 情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

(平成 年分)		氏名		
供用廃止設備の明細	種別	①		
	情報通信機器等の名称	②		
	買入年月日	③	年・月・日	年・月・日
	リース契約期間の月数	④	月	月
	事業の用に供した年月日	⑤	年・月・日	年・月・日
	事業の用に供しなくなった年月日	⑥	年・月・日	年・月・日
	事業の用に供した月数(⑥-⑤)	⑦	月	月
	リース費用の総額	⑧	円	円
	リース特別控除取戻率	⑨		
	リース特別控除取戻率(⑧× $\frac{10}{100}$)	⑩		
リース特別控除取戻率(⑧× $\frac{10}{100}$)	⑪			
供用廃止設備のリース特別控除取戻税額の計算	供用年のリース特別控除取戻率(供用年の特別控除に関する明細書(表裏)の②)	⑫		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の②)	⑬		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の③)	⑭		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の④)	⑮		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の⑤)	⑯		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の⑥)	⑰		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の⑦)	⑱		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の⑧)	⑲		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の⑨)	⑳		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の⑩)	㉑		
リース特別控除取戻税額の計算	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の⑩)	㉒		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の⑪)	㉓		
	供用年のリース特別控除取戻率(⑫の⑫)	㉔		
供用廃止設備の供用年に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しを受けた供用廃止設備の明細				
情報通信機器等の名称	①			計
事業の用に供した年月日	②	年・月・日	年・月・日	
事業の用に供しなくなった年月日	③	年・月・日	年・月・日	
リース費用の総額	④	円	円	円
供用年のリース特別控除取戻率	⑤			
供用年の翌年のリース特別控除取戻率	⑥			

情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第11項の規定による情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。

この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、情報通信機器等の耐用年数者令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。

(2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。

(3) 「⑧」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。

(4) 「⑩」欄から「⑬」欄には、供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報通信機器等については記載せず、供用年の翌々年以降に事業の用に供しなくなった情報通信機器等についてのみ記載します。

(注) 供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報通信機器等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。

(5) 「供用廃止設備の供用年に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の情報通信機器等で、既に事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。

(6) 「⑭」欄と「⑮」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑧」欄と「⑮」欄の金額をそれぞれ記載します。

(注) 供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報通信機器等については、「⑮」欄のみに記載し、「⑭」欄には記載しないことに留意してください。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の6（この制度は平成18年3月31日をもって廃止されました。）、平成18年所法等改正法附則第82条

改正後

改正前

個⑥060 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成26年分以降)

(新設)

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

基準 雇用者 数の 計算	適用年の12月31日における雇用者の数	①	人	税額控除限度額 (40万円×④) (⑧<⑨の場合は0)	⑩	円
	適用年の前年の12月31日における雇用者の数	②		本年分の事業所得に係る所得税額	⑪	
	同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者の数	③		本年税額基準額 (⑪× $\frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$)	⑫	
	基準雇用者数 (①-②-③)	④	(赤字のときは0)	本年税額控除可能額 (⑩と⑫のうち少ない金額)	⑬	
	基準雇用者割合 ($\frac{④}{②-③}$)	⑤		所得税額超過構成額	⑭	
給与等支給額の計算	適用年における給与等の支給額	⑥	円	所得税額の特別控除額 (⑬-⑭)	⑮	
	同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	⑦		/		
	給与等支給額 (⑥-⑦)	⑧				
比較給与等支給額 (②)	⑨					
比較給与等支給額の計算						
適用年の前年分	適用年の前年分の給与等支給額	⑩のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引金額 (⑩-⑪)	$\frac{12}{⑫の月数}$	比較給与等支給額 (⑩×⑫+ (⑩×⑫×⑤× $\frac{30}{100}$))	⑮
⑬	⑭	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
平成 年分	円	円	円	$\frac{12}{}$	円	円

(平成26年分以降用)

雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5に規定する雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄の適用年の前年の12月31日における雇用者の数が0である場合には、「⑤」欄は記載しません。

この場合には、「比較給与等支給額 $(\text{⑩} \times \text{②} + (\text{⑩} \times \text{②} \times \text{⑤} \times \frac{30}{100}))$ 」は、「 $\text{⑩} \times \text{②} + (\text{⑩} \times \text{②} \times \text{⑤} \times \frac{30}{100})$ 」

とあるのを「 $\text{⑩} \times \text{②} + (\text{⑩} \times \text{②} \times \frac{30}{100})$ 」として計算した金額を記載します。

- (2) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (3) 「⑫」欄は、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。

なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

- (4) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額の明細書」の「⑰」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5

改正後

改正前

個⑥061 国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書 (新設)

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

適用年において取得等をした生産等資産のうち当該適用年の12月31日において有するものの取得価額の合計額		①		円
資 産 区 分	設備の種類	②		
	機械等の名称	③		
	取得年月日	④	平 . . . 平 . . . 平 . . . 平 . . . 平 . . .	
	事業の用に供した年月日	⑤	平 . . . 平 . . . 平 . . . 平 . . . 平 . . .	
取得価額又は製作価額		⑥	円 円 円 円 円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算				
取得価額の合計額 (⑥の合計)	⑦	円	本年税額基準額 (⑨ × $\frac{20}{100}$)	⑩ 円
税額控除限度額 (⑦ × $\frac{3}{100}$) <small>(①≧⑩の場合又は①≧⑩の場合には0)</small>	⑧		本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額)	⑪
事業所得に係る所得税額	⑨		所得税額超過構成額	⑫
			所得税額の特別控除額 (⑪-⑫)	⑬
償却費として必要経費に算入する金額		⑭		
比 較 取 得 資 産 総 額 等 の 計 算				
適用年の前年において取得等をした生産等資産のうち当該適用年の前年の12月31日において有するものの取得価額の合計額		⑮		円
12 事業を営んでいた月数		⑯	12	
比較取得資産総額 (⑮ × ⑯)		⑰		円
比較取得資産総額の110%相当額 (⑰ × $\frac{110}{100}$)		⑱		
機 械 等 の 概 要				

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の2第3項に規定する国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、生産等資産の耐用年数省令別表第二に定める設備の種類を記載します。
- (2) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「⑭」欄には、個人がその有する減価償却資産につき、その適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額（所得税法その他の所得税に関する法令の規定（措法第10条の5の2第1項及び第2項の規定を除きます。）により、必要経費として計算した金額をいいます。）を記載します。
- (6) 「機械等の概要」欄には、減価償却資産が生産等資産である機械及び装置に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の2

個⑥062 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (新設)

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

雇 支 給 増 加 額 の 計 算	雇用者給与等支給額	①	円	所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	税額控除限度額 (③× $\frac{10}{100}$)	⑧	円
	基準雇用者給与等支給額 (17)	②			事業所得に係る所得税額	⑨	
	雇用者給与等支給増加額 (①-②)	③	(赤字のときは0)		本年税額基準額 (⑨× $\frac{10}{100}$ 又は20)	⑩	
	雇用者給与等支給増加割合 ($\frac{③}{②}$)	④			本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額)	⑪	
	比較雇用者給与等支給額 (21)	⑤	円		所得税額超過構成額	⑫	
	平均給与等支給額 (27のA)	⑥			所得税額の特別控除額 (⑪-⑫)	⑬	
	比較平均給与等支給額 (27のB)	⑦					
基準雇用者給与等支給額の計算							
基準年分	基準年分の国内雇用者に対する給与等の支給額		円	$\frac{12}{⑭}$ の月数	基準雇用者給与等支給額 (15×16)		円
⑭	⑮			⑯	⑰		
平成 年分			円	$\frac{12}{12}$			円
比較雇用者給与等支給額の計算							
適用年の前年分	適用年の前年分の国内雇用者に対する給与等の支給額		円	$\frac{12}{⑱}$ の月数	比較雇用者給与等支給額 (19×20)		円
⑱	⑲			⑳	㉑		
平成 年分			円	$\frac{12}{12}$			円
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算							
		平均給与等支給額の計算		比較平均給与等支給額の計算			
		適用年		適用年の前年			
		A		B			
雇用者給与等支給額	⑳	(①の金額)	円	(19の金額)		円	
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	㉑						
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	㉒						
継続雇用者給与等支給額 (㉑-㉒)	㉓						
月別支給対象者の合計数	㉔		人			人	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 ($\frac{㉓}{㉔}$)	㉕		円			円	

雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4に規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 「⑧」欄は、「④」に記載した割合が次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「0」と記載します。

- イ 平成26年分又は平成27年分 0.02
- ロ 平成28年分 0.03
- ハ 平成29年分又は平成30年分 0.05

(2) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3) 「⑩」欄は、その適用を受ける個人が中小企業者である場合には「10又は」を、その他の場合には「又は20」を抹消します。

なお、中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

(4) 「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額の明細書」の「⑫」欄のBの金額を記載します。

(5) 租税特別措置法施行令（以下「措令」といいます。）第5条の6の4第7項第1号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「⑫」欄には「1」と記載します。

(6) 「⑬」欄は、平成25年分以前に事業を開始した場合には「25」を、平成26年分以後に事業を開始した場合には当該事業を開始した日の属する年分を記載します。

(7) 「⑰」欄の「基準雇用者給与等支給額(⑬×⑯)」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額(⑬×⑯× $\frac{100}{100}$)」として記載します。

- イ 措法第10条の5の4第2項第4号ロに掲げる場合
- ロ 措令第5条の6の4第7項第2号又は第3号に掲げる場合

(8) 措令第5条の6の4第10項に規定する継続雇用者給与等支給額が「0」である場合には、「⑳」欄のA及び「㉑」欄のAの各欄には「1」と記載し、同条第12項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が「0」である場合には、「㉒」欄のBには「1」と記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の4

改正後

改正前

個⑥063 生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(新設)

生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

資 産 区 分	種 類 ①						
	構造、設備の種類又は区分 ②						
	細 目 ③						
	取 得 年 月 日 ④	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
	事業の用に供した年月日 ⑤	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
取得価額又は製作価額 ⑥			円		円		円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 (⑥の合計)		⑦		円	事業所得に係る 所 得 税 額	⑭	円
同上のうち建物 及び構築物に係る額		⑧			本年税額基準額 (⑭ × $\frac{20}{100}$)	⑮	
⑦のうち⑤が特定期間内 であるものに係る額		⑨			本年税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
同上のうち建物 及び構築物に係る額		⑩			所得税額超過構成額	⑱	
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	特 定 期 間 以 外 の 期 間 に 関 し て の 計 算	$\frac{((7)-(8)) - ((9)-(10))}{100} + \frac{(8)-(10)}{100} \times \frac{2}{100}$	⑪		所得税額の特別控除額 (⑰-⑱)	⑲	
	特 定 期 間 に 関 し て の 計 算	$\frac{(9)-(10)}{100} \times \frac{5}{100} + \frac{10}{100} \times \frac{3}{100}$	⑫				
	税 額 控 除 限 度 額 (⑪+⑫)	⑬					
機 械 設 備 等 の 概 要							

生産性向上設備等を取引した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の5第5項及び第6項に規定する生産性向上設備等を取引した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄から「③」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑰」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑳」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が生産性向上設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の5

改正後

改正前

個⑥064 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分用）

個⑥062-1 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分用）

(同左)

情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分) 氏名

種別	①					
情報基盤強化設備等の名称	②					
取得年月日	③	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・
事業の用に供した年月日	④	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・
取得価額又は制作価額	⑤	円	円	円	円	円
基準取得価額 (⑤× $\frac{10}{100}$)	⑥					
所得税額の特別控除額の計算						
本年分	基準取得価額の合計額 (⑥の合計)	⑦	円	繰引本年税額基準額 (⑦-⑧)	⑩	円
	根拠控除限度額 (⑦× $\frac{10}{100}$)	⑧		繰越税額控除限度額 (⑩の「平成 年分」)	⑪	
	事業所得に係る所得税額	⑨		同上のうち本年繰越税額控除可算額 (⑩と⑪のうち少ない金額)	⑫	
	本年税額基準額 (⑥× $\frac{20}{100}$)	⑬		所得税額超過構成額	⑭	
	本年税額控除可算額 (⑬+⑫のうち少ない金額)	⑮		本年繰越税額控除額 (⑭-⑮)	⑯	
	所得税額超過構成額	⑰		所得税額の特別控除額 (⑮+⑯)	⑲	
	本年分の特別控除額 (⑰-⑱)	⑲				
翌年繰越税額控除限度超過額の計算						
年分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	⑳		本年控除可算額等	㉑	
	翌年繰越額 (㉑-㉒)	㉒				
平成 年分 (前年分)		円		円		
本年分	(⑳の金額)		(㉑の金額)		円	
合計						
情報基盤強化設備等の概要						

情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成22年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第3項及び第4項に規定する情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「③」欄には、平成22年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。
- (2) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑧」欄には、平成22年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。
- (4) 「⑨」欄には、平成22年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。次の算式により計算した額を記載します。
- (5) 「情報基盤強化設備等の概要」には、その機械設備等が事業基盤強化設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の6（この制度は、平成22年3月31日をもって廃止されました。）、平成22年所法等改正法附則第55条

改正後

改正前

個⑥064-1 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)

個⑥063 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)

(同左)

情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)

(平成 年分)		氏名				
資産の種類	租税特別措置法第17条の6の該当項	①	第 項	第 項	第 項	第 項
	情報基盤強化設備等の名称	②				
	取得又は賃借の年月日	③	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日	④	平・・	平・・	平・・	平・・
	取得価額又は製作価額	⑤	円	円	円	円
リース費用	リース料(月額)	⑥				
	リース契約期間の月数	⑦	月	月	月	月
	リース費用の総額	⑧	円	円	円	円
	基準リース料(⑥× $\frac{4}{100}$)	⑨				
特別控除の計算	総所得金額	⑩				円
	事業所得の金額	⑪				
	事業所得の割合($\frac{⑪}{⑩}$)	⑫	%			
	総所得金額に係る所得税額	⑬	円			
	事業所得に係る税額(⑬×⑫)	⑭				
	本年税額基準額(⑭× $\frac{20}{100}$)	⑮				
	取得価額又は製作価額の合計額(⑤の合計)	⑯				
	基準取得価額の合計額(⑯の合計)	⑰				
	税額控除限度額(⑮× $\frac{10}{100}$ 又は⑰× $\frac{10}{100}$)	⑱				
	特別控除額(⑱と⑲のいずれか少ない方の金額)	⑲				
前年繰越	基準リース料の総額の合計額(⑧の合計)	⑳				
	税額控除限度額(⑳× $\frac{10}{100}$)	㉑				
	本年税額基準額(㉑-⑲)	㉒				
	特別控除額(㉒と⑲のいずれか少ない方の金額)	㉓				
	差引本年税額基準額(㉑-㉒又は㉑-㉓)	㉔				
	繰越税額控除限度超過額(前年分の㉔)	㉕				
	繰越税額控除限度超過額から控除される金額(付表の㉕)	㉖				
差引繰越税額控除限度超過額(㉕-㉖)	㉗					
計算	同上のうち本年控除額(㉓と㉗のいずれか少ない方の金額)	㉘				
	特別控除額の計(㉓+㉗+㉘)	㉙				

情報基盤強化設備等を取付した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）

この明細書は、青色申告者が平成21年6月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第3項及び第4項（平成21年改正前の租税特別措置法（以下「21年旧措法」といいます。）第3項及び第4項又は平成20年改正前の租税特別措置法施行令第5条の8第1項に係る部分を含みます。）に規定する情報基盤強化設備等を取付した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

また、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「19年旧措法」といいます。）第10条の6第3項、第4項又は第5項までに規定する情報基盤強化設備等を取付した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合にも、この明細書を使用します。

なお、19年旧措法第10条の6第4項の規定による控除を受けた個人で平成19年改正前の租税特別措置法施行令（以下「19年旧措令」といいます。）第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合には、「⑤」欄及び「⑧」欄から「⑩」欄、「情報基盤強化設備等」欄を使用します。

この明細書は、情報基盤強化設備等を取付した場合等の所得税額の特別控除を受ける年の確定申告書（19年旧措令第5条の8第16項の規定の適用を受ける場合は、情報基盤強化設備等の供用年の翌年以後の各年の確定申告書又は19年旧措法第10条の6第11項の規定による修正申告書）に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。
なお、19年旧措法第10条の6第3項から第5項の規定の適用を受ける場合は、欄の上段に「(旧法)」と記載してください。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数者令別表第一から別表第三までに定める種別を記載し、「③」欄には、租税特別措置法施行規則（以下「措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。
- (3) 「④」欄及び「⑦」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑤」欄には、21年旧措法第3項又は19年旧措法第10条の6第3項から第5項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (5) 「⑥」欄には、措法10条の6第3項及び第4項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (6) 「⑧」～「⑩」、「⑫」～「⑭」及び「⑯」の各欄は、19年旧措令第5条の8第4項に規定するリース契約が平成29年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。
- (7) 「⑪」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- (8) 「⑫」欄には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- (9) 「⑬」欄には、損益通算や繰戻失・繰戻失の繰越控除をする前のその年の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合課税所得の金額（長期譲渡所得にあっては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。
- (10) 「⑭」欄には、その年の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。
- (11) 「⑮」欄には、その年の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。
- (12) 「⑯」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑫～⑭」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「⑯～⑰」の金額を記載します。
- (13) 「⑱」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報基盤強化設備等をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、19年旧措法第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の6、19年旧措法第10条の6、平成21年所法等改正法別則第26条、平成19年所法等改正法別則第9条

改正後

改正前

個⑥064-2 情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）

個⑥064 情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）

情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）

(平成 年分)

氏名 _____

供 用 限 止 区 分 の 明 細	種 類 ①			
	情報基盤強化設備等の名称 ②			
	賃 借 年 月 日 ③	平・・	平・・	平・・
	リース契約期間の月数 ④	月	月	月
	事業の用に供した年月日 ⑤	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供しなくなった年月日 ⑥	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した月数(⑤-⑥) ⑦	月	月	月
税 額 控 除 額	リース費用の総額 ⑧	円	円	円
	基準リース料(⑧× $\frac{42}{100}$) ⑨			
	繰越税額控除限度額(⑧× $\frac{10}{100}$) ⑩	⑩	⑩	
本 表 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	供用年のリース特別控除額(前年分の本表の⑩) ⑪			
	⑪又は(⑧+⑨) ⑫		⑫の⑩	⑫の⑩+⑩
	⑫-⑩(赤字のときは0) ⑬			
	供用年リース税額控除実施額(⑫と⑬のいずれか少ない方の金額) ⑭			
	供用限止設備に係る繰越リース税額控除限度超過額(⑬-⑭)の計 ⑮			
	差引本年税額基準額復興(本表の⑭) ⑯			
	供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額(前年分の本表の⑩) ⑰			
	⑰のうち、リースに係る繰越税額控除限度超過額に対応する金額(⑬-⑭(赤字のときは0)) ⑱			
	⑱と⑰のいずれか少ない方の金額 ⑲			
	同上のうち、指定事業の用に供しなくなった期間に対応する金額($\frac{⑲-⑱}{④}$) ⑳			
供用年のリース分に係る繰越税額控除限度超過額(前年分の本表の⑩) ㉑				
㉑-⑳(赤字のときは0) ㉒				
本表の繰越税額控除限度超過額から控除される金額(㉒+⑩) ㉓				

改正後

改正前

情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）

この明細書は、青色申告者がその年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報基盤強化設備等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。

この明細書は、「情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）」とともに、確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、租税特別措置法施行規則第5条の11に掲げる情報基盤強化設備等の名称を記載します。
- (2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- (3) 「⑧」欄には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の6

改正後

改正前

情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第11項の規定による情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。

この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、情報基盤強化設備等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、情報基盤強化設備等の名称を記載します。
- (2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- (3) 「⑧」欄には、情報基盤強化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- (4) 「⑩」欄から「⑬」欄には、供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報基盤強化設備等については記載せず、供用年の翌々年以降に事業の用に供しなくなった情報基盤強化設備等についてのみ記載します。
(注) 供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報基盤強化設備等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。
- (5) 「供用廃止設備の供用年に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の情報基盤強化設備等で、既に事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。
- (6) 「⑭」欄と「⑮」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑯」欄と「⑰」欄の金額をそれぞれ記載します。
(注) 供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報基盤強化設備等については、「⑱」欄のみに記載し、「⑲」欄には記載しないことに留意してください。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の6、平成19年所法等改正法附則第69条

改正後

改正前

個⑥065 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

個⑥066 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(同左)

教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

教育訓練費の額 ①	円	比較教育訓練費の額の計算			
		年分	教育訓練費の額	12 事業を含んでいた期間の月数	改定教育訓練費の額 (⑨×⑩)
比較教育訓練費の額 (13)	②	⑧	⑨	⑩	⑪
増加教育訓練費の額 (①-②)	③	前 二 年 以 内 の 各 年 分	円	12	円
増加教育訓練費の額の支出基準額 $\left[③ \times \frac{25}{100} \right]$	④	平成		12	
事業所得に係る税額 ⑤		年分			
税額基準額 $\left[⑤ \times \frac{10}{100} \right]$	⑥	平成		12	
所得税額の特別控除額 (④と⑥のうち少ない金額) ⑦		年分			
		⑪の合計額		⑫	円
		比較教育訓練費の額		⑬	
		⑬ ÷ (各年の数)			

教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成20年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の7第1項に規定する教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
なお、この控除は、旧措法第10条の7第2項に規定する中小企業者の教育訓練費に係る所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。
- (2) 「⑤」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の金額をいい、旧措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、電子証明書等特別控除（措法41の19の3）及び外国税額控除（所法96）の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (3) 「④」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年分の教育訓練費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り上げます。

- (4) 「⑥」欄には、「②」欄の金額を適用年の開始の前日2年以内に開始した各年の数で除して計算した金額を記載します。

なお、上記(3)の場合には、「各年の数」は「1」とします。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の7第1項

改正後

改正前

個⑥066 中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

個⑥067 中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書
(同左)

中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

教育訓練費の額		円		比較教育訓練費の額の計算			
①		年分	教育訓練費の額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた期間の月数}}$	改定教育訓練費の額		
②	(①)	②	③	④	⑤	(④×⑤)	
教育訓練費増加割合 $\frac{①-②}{②}$		③		④	⑤		
教育に係る訓練費控除額割制に合 ④≥40%の場合 ④<40%の場合 (④×0.5) <small>(1)数字以下第3位未満四捨五入</small>	④	0.2	平成	円	12	円	
			前二年以内の各年分				
			平成		12		
教育訓練費の額の支出基準額 ((①×④)又は(①×⑤))		⑥		⑦の合計額		⑧	円
事業所得に係る税額		⑦		比較教育訓練費の額		⑨	
税額基準額 $(⑦ \times \frac{10}{100})$		⑧		⑩ ÷ (各年の数)			
所得税額の特別控除額 (⑧と⑨のうち少ない金額)		⑩		/			

中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者（常時使用する従業員の数が1,000人以下である者に限る。）が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の7第2項に規定する中小企業者の教育訓練費に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、中小企業者の教育訓練費に係る所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この控除は、旧措法第10条の7第1項に規定する教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除を適用する年分並びに事業を廃止した年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額、以下同じ。）を記載します。

(2) 「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「①×④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「①×⑤」の金額を記載します。

(3) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注)1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の金額をいい、旧措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、措法41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、電子証明書等特別控除（措法41の19の3）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(4) 「④」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年分の教育訓練費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない月数は切り上げます。

(5) 「⑤」欄には、「⑥」欄の金額を適用年の開始の日前2年以内に開始した各年の数で除して計算した金額を記載します。

なお、上記(3)の場合には、「各年の数」は「1」とします。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の7第2項

改正後

改正前

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】

個⑥067-1 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(平成26年分)

氏名 _____

所得税額超過額の計算					
本年税額控除可能額	①	(③のA) 円	所得税額から控除される特別控除額 (①と②のうち少ない金額)	③ 円	
本年分の事業所得に係る所得税額	②		所得税額超過額 (①-③)	④	
所得税額超過構成額の明細					
指し番号10条の6第1項各号の該当号	年 分			本年税額控除可能額	所得税額超過構成額
				A	B
第1号	前年繰越分	平成	年分	⑤ 総額	円
		⑥ 特別	円		
	本年分	⑦ 総額		円	
		⑧ 特別			
第2号	前年繰越分	平成	年分	⑨	
	本年分			⑩	
第3号	本年分			⑪	
第4号	前年繰越分	平成	年分	⑫	
	本年分			⑬	
第5号	前年繰越分	平成	年分	⑭	
		⑮ 生産性以外			
	本年分			⑯ 生産性	
第6号	本年分			⑰	
第7号	本年分			⑱	
第8号	前年繰越分	平成	年分	⑲	
	本年分			⑳	
第9号	本年分			㉑	
第10号	本年分			㉒	
平成24年改正前の第6号	前年繰越分	平成	年分	㉓	
		平成	年分	㉔	
		平成	年分	㉕	
	本年分			計 ㉖	
平成23年12月改正前の第4号	前年繰越分	平成	年分	㉗	
	本年分			㉘	
震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項、第10条の2の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の3第3項若しくは第4項	前年繰越分	平成	年分	㉙	
		平成	年分	㉚	
		平成	年分	㉛	
本年分			計 ㉜		
震災特例法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	本年分			㉝	
				㉞	
合計				㉟	(④の金額)

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(平成25年分)

氏名 _____

所得税額超過額の計算						
本年税額控除可能額	①	(③のA) 円	所得税額から控除される特別控除額 (①と②のうち少ない金額)	③ 円		
本年分の事業所得に係る所得税額	②		所得税額超過額 (①-③)	④		
所得税額超過構成額の明細						
指し番号10条の4第1項各号の該当号	年 分			本年税額控除可能額	所得税額超過構成額	
				A	B	
第1号	前年繰越分	平成	年分	㉑ 総額	円	
		㉒ 特別	円			
		平成		年分		㉓ 総額
	㉔ 特別	円				
	本年分		平成	年分	㉕ 総額	円
			㉖ 特別			
計		㉗				
第2号	前年繰越分	平成	年分	㉘		
		平成	年分	㉙		
	本年分			計 ㉚		
第3号	本年分			㉛		
第4号	前年繰越分	平成	年分	㉜		
	本年分			㉝		
第5号	前年繰越分	平成	年分	㉞		
	本年分			㉟		
第6号	前年繰越分	平成	年分	㊱		
	本年分			㊲		
第7号	前年繰越分	平成	年分	㊳		
	本年分			㊴		
平成24年改正前の第6号	前年繰越分	平成	年分	㊵		
		平成	年分	㊶		
		平成	年分	㊷		
	本年分			計 ㊸		
平成23年12月改正前の第4号	前年繰越分	平成	年分	㊹		
	本年分			㊺		
平成22年12月改正前の第7号	前年繰越分	平成	年分	㊻		
	本年分			㊼		
震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項、第10条の2の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の3第3項若しくは第4項	前年繰越分	平成	年分	㊽		
		平成	年分	㊾		
		平成	年分	㊿		
本年分			計 ㋀			
震災特例法第10条の3第1項、第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項	本年分			㋁		
				㋂		
合計				㋃	(④の金額)	

改正後

改正前

個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】

個⑥067-1 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。
この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6に規定する所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受けるときに使用します。
この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
なお、この控除は、事業を廃止した年分については受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「第1号」欄の「総額」には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」には特別試験研究費に係るものを記載します。
 - (2) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「所得税額超過額④」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
 - (3) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
 - ⑦ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
 - ⑧ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額
 - ⑨ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑪欄の金額
 - ⑩ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑪ 「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
 - ⑫ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
 - ⑬ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ⑭ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
 - ⑮ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑯ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ⑰ 「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
 - ⑱ 「国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
 - ⑲ 「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額
 - ⑳ 「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉔欄の金額
 - ㉑ 「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉕欄の金額
 - ㉒ 「生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉖欄の金額
 - ㉓ 「沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉗欄の金額
 - ㉔ 「沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉘欄の金額
 - ㉕ 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉙欄の金額
 - ㉖ 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉚欄の金額
 - ㉗ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉛欄の金額
 - ㉘ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉜欄の金額
 - ㉙ 「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉝欄の金額
- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

- (1) 「第1号」欄の「総額」には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」には特別試験研究費に係るものを記載します。
 - (2) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「所得税額超過額④」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
 - (3) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
 - ⑬ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
 - ⑭ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額
 - ⑮ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑪欄の金額
 - ⑯ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑰ 「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
 - ⑱ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
 - ⑲ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ⑳ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
 - ㉑ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ㉒ 「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ㉓ 「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
 - ㉔ 「特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
 - ㉕ 「沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額
 - ㉖ 「沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉔欄の金額
 - ㉗ 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉕欄の金額
 - ㉘ 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉖欄の金額
 - ㉙ 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉗欄の金額
 - ㉚ 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉘欄の金額
 - ㉛ 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉙欄の金額
 - ㉜ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉚欄の金額
 - ㉝ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉛欄の金額
 - ㉞ 「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉜欄の金額
- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
措法第10条の6

個⑥71-1 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費参入
に関する明細書 (新設)

債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。

→ 不動産所得用
事業所得用
山林所得用

(平成 年分)

氏名

債務処理計画に関する事項	計画策定の基とした準則	①	
	計画に基づき免除を受けた債務の金額	②	円
	債務の免除を受けた年月日	③	年 月 日
	計画に定められている債務免除等を行う金融機関等	④	
事業の用に供される資産	資産の区分	⑤	減価償却資産・繰延資産・繰延消費税額等
	減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額等	⑥	円
	準則に定められた方法により評定が行われた資産の価額	⑦	
	資産の損失の額 (⑥ - ⑦)	⑧	(赤字のときは0)
⑧の損失の額がないものとして計算した不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額		⑨	(赤字のときは0)
⑧のうち必要経費算入額 (⑧と⑨のうち少ない方の金額)		⑩	

債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 28 条の 2 の 2 又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条の 3 の 2 に規定する債務処理計画に基づき、その有する債務の免除を受けた場合において、減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受けるときに使用します。

この明細書及び債務処理計画に関する書類については、この特例の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、当該免除により受ける経済的な利益の価額について所得税法（以下「所法」といいます。）第 44 条の 2 第 1 項の規定を受ける場合には、措法第 28 条の 2 の 2 又は震災特例法第 11 条の 3 の 2 の規定を適用することではできませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、債務の免除を受けた金額を書いてください。
- (2) 「⑤」欄は、該当する資産を○で囲んでください。
- (3) 「⑥」欄には、資産の区分に応じて次の金額を書いてください。

イ 減価償却資産 …… 債務の免除を受けた日にその減価償却資産の譲渡があったものとみなして所法第 38 条第 2 項の規定（その減価償却資産が昭和 27 年 12 月 31 日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第 61 条第 3 項の規定）を適用した場合にその減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額

ロ 繰延資産 …… その繰延資産の額からその償却費として所法第 50 条の規定により債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額（以下「事業所得等」といいます。）の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

ハ 繰延消費税額等 …… その繰延消費税額等のうち既に所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 182 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により当該債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を当該繰延消費税額等から控除した金額

なお、この特例の適用を受けた方が、次の①から③の計算をする場合、措法第 28 条の 2 の 2 第 1 項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされた金額に相当する金額は、その有する債務の免除を受けた日において、当該減価償却資産若しくは繰延資産の償却費としてその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額又は当該繰延消費税額等のうち既に所令第 182 条の 2 第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額とみなすこととなりますのでご注意ください。

- ① 減価償却資産又は繰延資産につき所法第 49 条第 1 項又は第 50 条第 1 項の規定により措法第 28 条の 2 の 2 第 1 項に規定する債務処理計画に基づきその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償却費の額を計算する。
- ② 繰延消費税額等につき所令第 182 条の 2 第 4 項の規定によりその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額の計算をする。
- ③ 措法第 28 条の 2 の 2 第 1 項に規定する対象資産につきその有する債務の免除を受けた日以後譲渡（所法第 33 条第 1 項の譲渡をいいます。）、相続、遺贈又は贈与があった場合において事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第 28 条の 2 の 2、震災特例法第 11 条の 3 の 2

改正後	改正前
<p>個⑥076 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書</p> <p>この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第13条の2第2項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸が同項第5号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に使用します。</p> <p>なお、平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法令」といいます。）第13条の2第2項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸が同項第5号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合にも、使用します。</p> <p>この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条の2に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。</p> <p>(2) 「②」欄には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。</p> <p>(4) 「④」欄には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及びその独立部分の床面積が50㎡未満の場合にあっては東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること又は単身者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。</p> <p>(5) 「⑥」欄には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。</p> <p>(6) 「⑧」欄には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。</p> <p>(7) 「⑨」欄には、貸借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における貸借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」や、独立部分の床面積が50㎡未満である場合にあっては「単身者に優先して賃貸」などのように具体的に記載します。</p> <p>(8) 「備考」欄には、上記(6)による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第11条の2、(旧)震災特例法令第13条の2、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第3条の2</p>	<p>個⑥076 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書</p> <p>この明細書は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第13条の2第2項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸が同項第5号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条の2に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。</p> <p>(2) 「②」欄には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。</p> <p>(4) 「④」欄には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。</p> <p>(5) 「⑥」欄には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。</p> <p>(6) 「⑧」欄には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。</p> <p>(7) 「⑨」欄には、貸借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」などのように具体的に記載します。</p> <p>(8) 「備考」欄には、上記(6)による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第11条の2、震災特例法令第13条の2、震災特例法規則第3条の5</p>

改正後

改正前

個⑥077-1 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書【表面】

個⑥077-1 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書【表面】

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

(平成 年分)

氏名

(平成 年分)

氏名

被災者向け優良賃貸住宅の種類	建物・建物附属設備		
	①	②	③
家屋の構造又は設備の名称	②		
細目及び耐用年数	③ (年)	(年)	(年)
同上の所在地	④		
取得等年月日	⑤ 平 . . .	平 . . .	平 . . .
新築等の後、最初に賃貸の用に供した年月日	⑥ 平 . . .	平 . . .	平 . . .
建物全体の床面積	⑦ m ²	m ²	m ²
貸家部分の床面積 (⑦に占める割合)	⑧ m ² %	m ² %	m ² %
被災者向け優良賃貸住宅の床面積 (⑦に占める割合)	⑨ m ² %	m ² %	m ² %
建物全体の取得価額	⑩ 円	円	円
貸家部分の取得価額	⑪		
3.3平方メートル当たりの取得価額(⑩×3.3)	⑫		
家屋及び建築物の区分	⑬ 共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物
各独立部分ごとの床面積	⑭ m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
生活用設備の有無	⑮ 有・無	有・無	有・無
被災者向け優先公募の有無	⑯ 有・無	有・無	有・無
単身者向け優先公募の有無	⑰ 有・無	有・無	有・無
適正家賃要件	⑱ 該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
該当する独立部分の戸数	⑲ 戸	戸	戸
⑲のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数	⑳		
建物全体の取得価額(償却保証額)	㉑ (円)	(円)	(円)
償却の基礎となる金額	㉒		
償却方法	㉓		
償却率又は改定償却率	㉔ 0. / 月	0. / 月	0. / 月
使用期間	㉕ / 12 月	/ 12 月	/ 12 月
建物全体の償却費	㉖ 円	円	円
貸家部分(㉖×㉔×㉕×㉗%)	㉗		
上記以外(㉖×㉔×㉕×(1-㉗%))	㉘		
被災者向け優良賃貸住宅の償却費(㉖×㉔×㉕%)	㉙		
割増償却率	㉚ 100	100	100
割増償却期間	㉛ / 12 月	/ 12 月	/ 12 月
割増償却可能額(㉚×㉛×㉜)	㉜ 円	円	円
前年から繰り越された割増償却可能額(前年分)	㉝		
本年分割増償却可能額計(㉜+㉝)	㉞		
本年必要経費に算入した割増償却費	㉟		
翌年に繰り越した割増償却可能額	㊱		
普通償却費の額	㊲ ㉞×(1- $\frac{0}{m^2}$)		
㉞×(㉛-㉜)	㊳		
本年分の償却費の額(㊲+㊳+㉟)	㊴		
建物全体の償却費の累計(㊴+㉟+前年までの償却費の累計額)	㊵		
本年末の未償却残高(㊴-㊱)	㊶		
その他参考となる事項	㊷		

被災者向け優良賃貸住宅の種類	建物・建物附属設備		
	①	②	③
家屋の構造又は設備の名称	②		
細目及び耐用年数	③ (年)	(年)	(年)
同上の所在地	④		
取得等年月日	⑤ 平 . . .	平 . . .	平 . . .
新築等の後、最初に賃貸の用に供した年月日	⑥ 平 . . .	平 . . .	平 . . .
建物全体の床面積	⑦ m ²	m ²	m ²
貸家部分の床面積 (⑦に占める割合)	⑧ m ² %	m ² %	m ² %
被災者向け優良賃貸住宅の床面積 (⑦に占める割合)	⑨ m ² %	m ² %	m ² %
建物全体の取得価額	⑩ 円	円	円
貸家部分の取得価額	⑪		
3.3平方メートル当たりの取得価額(⑩×3.3)	⑫		
家屋及び建築物の区分	⑬ 共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋耐火建築物・準耐火建築物
各独立部分ごとの床面積	⑭ m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
生活用設備の有無	⑮ 有・無	有・無	有・無
被災者向け優先公募の有無	⑯ 有・無	有・無	有・無
単身者向け優先公募の有無	⑰ 有・無	有・無	有・無
適正家賃要件	⑱ 該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
該当する独立部分の戸数	⑲ 戸	戸	戸
⑲のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数	⑳		
建物全体の取得価額(償却保証額)	㉑ (円)	(円)	(円)
償却の基礎となる金額	㉒		
償却方法	㉓		
償却率又は改定償却率	㉔ 0. / 月	0. / 月	0. / 月
使用期間	㉕ / 12 月	/ 12 月	/ 12 月
建物全体の償却費	㉖ 円	円	円
貸家部分(㉖×㉔×㉕×㉗%)	㉗		
上記以外(㉖×㉔×㉕×(1-㉗%))	㉘		
被災者向け優良賃貸住宅の償却費(㉖×㉔×㉕%)	㉙		
割増償却率	㉚ 100	100	100
割増償却期間	㉛ / 12 月	/ 12 月	/ 12 月
割増償却可能額(㉚×㉛×㉜)	㉜ 円	円	円
前年から繰り越された割増償却可能額(前年分)	㉝		
本年分割増償却可能額計(㉜+㉝)	㉞		
本年必要経費に算入した割増償却費	㉟		
翌年に繰り越した割増償却可能額	㊱		
普通償却費の額	㊲ ㉞×(1- $\frac{0}{m^2}$)		
㉞×(㉛-㉜)	㊳		
本年分の償却費の額(㊲+㊳+㉟)	㊴		
建物全体の償却費の累計(㊴+㉟+前年までの償却費の累計額)	㊵		
本年末の未償却残高(㊴-㊱)	㊶		
その他参考となる事項	㊷		

改正後	改正前
<p align="center">個⑥077-1 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書【裏面】</p> <p align="center">被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条の2に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この割増償却の適用はありません。</p> <p>この明細書は、この割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>(2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、() 内には新築の時の耐用年数を記載します。</p> <p>(4) 「④」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域(東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「震災特例法令」といいます。)第13条の2第1項で定める地域)の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。</p> <p>(5) 「⑫」欄には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。</p> <p>(7) 「⑮」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(8) 「⑯」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているもの)に限ります。また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸する場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(9) 「⑰」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているもの)に限ります。また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸する場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(10) 「⑱」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法(平成23年12月国土交通省告示第1288号)によって算定された額を超えないものに該当するかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(11) 「⑲」欄には、震災特例法令第13条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。また、「㉑」欄には、「⑲」欄の戸数のうち、その床面積が50平方メートル以上のものの戸数を記載します。</p> <p>(12) 「㉒」欄の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における法定耐用年数が次のいずれかに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。</p> <p>① 耐用年数が35年以上である場合・・・「170」</p> <p>② 耐用年数が35年未満である場合・・・「150」</p> <p>(13) 「㉓」欄には、「㉒」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。</p> <p>(注) 「㉓」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第11条の2、平成26年改正震災特例法令附則第2条</p>	<p align="center">個⑥077-1 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書【裏面】</p> <p align="center">被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の2に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受けるときに使用します。</p> <p>なお、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありません。</p> <p>この明細書は、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>(2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、() 内には新築の時の耐用年数を記載します。</p> <p>(4) 「④」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域(東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「震災特例法令」といいます。)第13条の2第1項で定める地域)の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。</p> <p>(5) 「⑫」欄は、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。</p> <p>(6) 「⑭」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。</p> <p>(7) 「⑮」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(8) 「⑯」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているもの)に限ります。また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(9) 「⑰」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法(平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号)によって算定された額を超えないものに該当するかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(10) 「⑱」欄には、震災特例法令第13条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(11) 「㉒」欄の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における法定耐用年数が次のいずれかに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を記載します。</p> <p>① 耐用年数が35年以上である場合・・・「170」</p> <p>② 耐用年数が35年未満である場合・・・「150」</p> <p>(12) 「㉓」欄には、「㉒」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。</p> <p>(注) 「㉓」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第11条の2</p>

個⑥077-2 被災代替資産の特別償却に関する明細書【裏面】

個⑥077-2 被災代替資産の特別償却に関する明細書【裏面】

被災代替資産等の特別償却に関する明細書

被災代替資産等の特別償却に関する明細書

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条第1項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。
この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。
この明細書は、被災代替資産等の特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

- 1 記載要領
- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第13条第1項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するか区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表10の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。
ア 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
イ（ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑧」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑯」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
ア 「⑰」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
（ア）被災代替資産である建物（その附属施設を含みます。）・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち減失等をした建物の床面積の1.5倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
（イ）上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）
イ 「⑱」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小企業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

資産の種類	取得等の時期等	
	平 23. 3. 11～平 28. 3. 31	
	中小企業者	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%
(2) 機械及び装置	36%	30%
(3) 船舶、航空機又は車両及び運搬具	36%	30%

※ 中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

- (8) 「⑳」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された減失等をした資産の規模又は機能などの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。
- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
震災特例法第11条

- 1 記載要領
- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第13条第1項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するか区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表10の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。
ア 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
イ（ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑧」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑯」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
ア 「⑰」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
（ア）被災代替資産である建物（その附属施設を含みます。）・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち減失等をした建物の床面積の1.5倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
（イ）上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）
イ 「⑱」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小企業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

資産の種類	取得等の時期等		平 26. 4. 1～平 28. 3. 31	
	平 23. 3. 11～平 26. 3. 31		中小企業者	左記以外の個人
	中小企業者	左記以外の個人	中小企業者	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%	12%	10%
(2) 機械及び装置	36%	30%	24%	20%
(3) 船舶、航空機又は車両及び運搬具	36%	30%	24%	20%

※ 中小企業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

- (8) 「⑳」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された減失等をした資産の規模又は機能などの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。
- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
震災特例法第11条

改正後

個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分) 氏名

税額控除に関する規定の該当条	①	震災特例法第10条の2・震災特例法第10条の2の2・震災特例法第10条の2の3				
事業内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出があった日等又は避難等指示が解除された日等	②					
種	③					
資産						
区						
分						
取得年月日	④	平	平	平	平	平
事業の用に供した年月日	⑤	平	平	平	平	平
取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額 (⑧の合計)	⑧	円	差引本年税額基準額残額 (⑬-⑭)	⑬	円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	⑨		繰越税額控除限度超過額 (⑯の計)	⑯	
税額控除限度額 ($(⑨-⑩) \times \frac{15}{100} + ⑩ \times \frac{8}{100}$)	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑰
本年分の事業所得に係る所得税額	⑪		所得税額超過構成額	⑲	
本年税額基準額 ($⑪ \times \frac{20}{100}$)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑱
本年税額控除可能額 (⑪と⑫のうち少ない金額)	⑬		所得税額の特別控除額 (⑲+⑳)	㉑	
所得税額超過構成額	⑭			本年分の特別控除額 (⑲+⑳)	㉒
本年税額控除額 (⑬-⑭)	⑮				

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額等	翌年繰越額 (㉓-㉔)
平成 年分 (4年前の年分)	円	円	
平成 年分 (3年前の年分)			外 円
平成 年分 (前々年分)			外
平成 年分 (前年分)			外
計		(⑰の金額)	
本年分	(⑰の金額)	(⑱の金額)	外
合計			

機械設備等の概要

改正前

個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【表面】

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分) 氏名

税額控除に関する規定の該当条	①	震災特例法第10条の2・震災特例法第10条の2の2・震災特例法第10条の2の3				
事業内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出があった日等又は避難等指示が解除された日等	②					
種	③					
資産						
区						
分						
取得年月日	④	平	平	平	平	平
事業の用に供した年月日	⑤	平	平	平	平	平
取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額 (⑧の合計)	⑧	円	差引本年税額基準額残額 (⑬-⑭)	⑬	円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	⑨		繰越税額控除限度超過額 (⑯の計)	⑯	
税額控除限度額 ($(⑨-⑩) \times \frac{15}{100} + ⑩ \times \frac{8}{100}$)	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑰
本年分の事業所得に係る所得税額	⑪		所得税額超過構成額	⑲	
本年税額基準額 ($⑪ \times \frac{20}{100}$)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑱
本年税額控除可能額 (⑪と⑫のうち少ない金額)	⑬		所得税額の特別控除額 (⑲+⑳)	㉑	
所得税額超過構成額	⑭			本年分の特別控除額 (⑲+⑳)	㉒
本年税額控除額 (⑬-⑭)	⑮				

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額等	翌年繰越額 (㉓-㉔)
平成 年分 (4年前の年分)	円	円	
平成 年分 (3年前の年分)			外 円
平成 年分 (前々年分)			外
平成 年分 (前年分)			外
計		(⑰の金額)	
本年分	(⑰の金額)	(⑱の金額)	外
合計			

機械設備等の概要

改正後	改正前
<p>個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2第3項若しくは第4項に規定する復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の3第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する区域を○で囲みます。</p> <p>(2) 「②」欄には、次により記載します。</p> <p>イ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。</p> <p>ロ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。</p> <p>ハ 震災特例法第10条の2の3第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条の2第1項各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は同法第10条の2の2第1項若しくは同法第10条の2の3第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。</p> <p>(4) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増徴等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(6) 「⑨」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑥」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑮」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3</p>	<p>個⑥077-3 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2第3項及び第4項に規定する復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、同法第10条の2の2第3項又は第4項に規定する企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の3第3項又は第4項に規定する避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する区域を○で囲みます。</p> <p>(2) 「②」欄には、次により記載します。</p> <p>イ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。</p> <p>ロ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。</p> <p>ハ 震災特例法第10条の2の3第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条の2第1項各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は同法第10条の2の2第1項若しくは同法第10条の2の3第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造等を記載します。</p> <p>(4) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増徴等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定被災指定寄附金特別控除（震災特例法8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（平成25年改正前の租税特別措置法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(6) 「⑨」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑥」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑮」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第10条の2、第10条の2の2、第10条の2の3</p>

改正後	改正前
<p>個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は(⑥×20/100)」を消し、震災特例法第10条の3の2第1項及び第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×10/100)又は」を消します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、外国税額控除（所得税法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑤」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3</p>	<p>個⑥077-4 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p>復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、同法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は(⑥×$\frac{20}{100}$)」を消し、 震災特例法第10条の3の2第1項及び第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×$\frac{10}{100}$)又は」を消します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（平成25年改正前の租税特別措置法41の19の5）及び外国税額控除（所得税法95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑤」欄のBの金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3</p>

個⑥079 申告書A第一表

個⑥079 申告書A第一表

FA0110

平成 年 月 日 平成 年分の確定申告書A

住所 (又は居所) フリガナ 氏名

性別 性 別 男 女 生年 月 日 電話番号

〒 番 号 住 居 課 税 課 課 税 課 課 税 課 課 税 課

(単位は円)

収入金額等	給 与 ①	課税される所得金額 (① - ②)	000
	公的年金等 ②	上の①に対する税額	
	その他 ③	配 当 控 除 ④	
	配 当 ④	(特定増収等) ⑤	
	一 時 ⑤	扶養控除等特別控除 ⑥	
所得金額	給 与 ①	所得控除の合計所得金額 ⑩	
	雑 ②	所得特別控除額 (⑩ × 2.1%) ⑪	
	配 当 ③	課税特別所得額 (⑩ × 2.1%) ⑫	
	一 時 ④	社会保険料控除 ⑬	
	合 計 (①+②+③+④) ⑤	小規模企業共済等控除 ⑭	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑬	生命保険料控除 ⑮	
	小規模企業共済等控除 ⑭	地震保険料控除 ⑯	
	生命保険料控除 ⑮	寡婦、寡夫控除 ⑰	0000
	地震保険料控除 ⑯	勤労学生、障害者控除 ⑱	0000
	寡婦、寡夫控除 ⑰	配偶者(特別)控除 ⑲	0000
	勤労学生、障害者控除 ⑱	扶 養 控 除 ⑳	0000
	配偶者(特別)控除 ⑲	基 礎 控 除 ㉑	0000
	扶 養 控 除 ⑳	⑳から㉑までの計 ㉒	
	基 礎 控 除 ㉑	雑 損 控 除 ㉓	
	⑳から㉑までの計 ㉒	医 療 費 控 除 ㉔	
	雑 損 控 除 ㉓	寄 附 金 控 除 ㉕	
	医 療 費 控 除 ㉔	合 計 (㉒+㉓+㉔+㉕) ㉖	
	寄 附 金 控 除 ㉕		
	合 計 (㉒+㉓+㉔+㉕) ㉖		

※ 復興特別所得税額⑫欄の記入をお忘れなく。

税 理 士 署名押印 電話番号

FA0019

平成 年 月 日 平成 年分の確定申告書A

住所 (又は居所) フリガナ 氏名

性別 性 別 男 女 生年 月 日 電話番号

〒 番 号 住 居 課 税 課 課 税 課 課 税 課 課 税 課

(単位は円)

収入金額等	給 与 ①	課税される所得金額 (① - ②)	000
	公的年金等 ②	上の①に対する税額	
	その他 ③	配 当 控 除 ④	
	配 当 ④	(特定増収等) ⑤	
	一 時 ⑤	扶養控除等特別控除 ⑥	
所得金額	給 与 ①	所得控除の合計所得金額 ⑩	
	雑 ②	所得特別控除額 (⑩ × 2.1%) ⑪	
	配 当 ③	課税特別所得額 (⑩ × 2.1%) ⑫	
	一 時 ④	社会保険料控除 ⑬	
	合 計 (①+②+③+④) ⑤	小規模企業共済等控除 ⑭	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑬	生命保険料控除 ⑮	
	小規模企業共済等控除 ⑭	地震保険料控除 ⑯	
	生命保険料控除 ⑮	寡婦、寡夫控除 ⑰	0000
	地震保険料控除 ⑯	勤労学生、障害者控除 ⑱	0000
	寡婦、寡夫控除 ⑰	配偶者(特別)控除 ⑲	0000
	勤労学生、障害者控除 ⑱	扶 養 控 除 ⑳	0000
	配偶者(特別)控除 ⑲	基 礎 控 除 ㉑	0000
	扶 養 控 除 ⑳	⑳から㉑までの計 ㉒	
	基 礎 控 除 ㉑	雑 損 控 除 ㉓	
	⑳から㉑までの計 ㉒	医 療 費 控 除 ㉔	
	雑 損 控 除 ㉓	寄 附 金 控 除 ㉕	
	医 療 費 控 除 ㉔	合 計 (㉒+㉓+㉔+㉕) ㉖	
	寄 附 金 控 除 ㉕		
	合 計 (㉒+㉓+㉔+㉕) ㉖		

税 理 士 署名押印 電話番号

個⑥080 申告書A第二表

個⑥080 申告書A第二表

平成 年分の 確定申告書A

平成 年分の 確定申告書A

FA0064

FA0063

住所欄 (住所、氏名)

住所欄 (住所、氏名)

所得から差し引かれる金額に関する事項 (社会保険料、借入金)

所得から差し引かれる金額に関する事項 (社会保険料、借入金)

所得の内訳 (所得の種類、収入金額)

所得の内訳 (所得の種類、収入金額)

所得から差し引かれる金額に関する事項 (生命保険料、介護医療保険料)

所得から差し引かれる金額に関する事項 (生命保険料、介護医療保険料)

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

配偶者の氏名・生年月日 (配偶者控除)

配偶者の氏名・生年月日 (配偶者控除)

住民税に関する事項 (扶養親族の氏名)

住民税に関する事項 (扶養親族の氏名)

特例適用条文等

特例適用条文等

個⑥082 申告書B第二表

個⑥082 申告書B第二表

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書B FA0074

住所 〒

氏名

○所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の種類	種別・所得の生ずる場所又は所得する者の氏名・名称	収入金額	必要経費等	控除金額
給与所得				
退職所得				
年金所得				
雑所得				
合計				

○所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種別・所得の生ずる場所又は所得する者の氏名・名称	収入金額	必要経費等	源泉徴収税額
給与所得				
退職所得				
年金所得				
雑所得				
合計				

○特例適用条文等

○雑所得 (安否年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種別・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	源泉徴収税額
雑所得				
合計				

○事業専従者に関する事項

氏名	続柄	仕事月数・程度	専従者給与(控除額)
氏名			

○住民税・事業税に関する事項

所得の種類	種別・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	源泉徴収税額
雑所得				
合計				

○住民税

所得の種類	種別・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	源泉徴収税額
雑所得				
合計				

○事業税

所得の種類	種別・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	源泉徴収税額
雑所得				
合計				

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書B FA0073

住所 〒

氏名

○所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の種類	種別・所得の生ずる場所又は所得する者の氏名・名称	収入金額	必要経費等	控除金額
給与所得				
退職所得				
年金所得				
雑所得				
合計				

○所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種別・所得の生ずる場所又は所得する者の氏名・名称	収入金額	必要経費等	源泉徴収税額
給与所得				
退職所得				
年金所得				
雑所得				
合計				

○特例適用条文等

○雑所得 (安否年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種別・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	源泉徴収税額
雑所得				
合計				

○事業専従者に関する事項

氏名	続柄	仕事月数・程度	専従者給与(控除額)
氏名			

○住民税・事業税に関する事項

所得の種類	種別・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	源泉徴収税額
雑所得				
合計				

○住民税

所得の種類	種別・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	源泉徴収税額
雑所得				
合計				

○事業税

所得の種類	種別・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	源泉徴収税額
雑所得				
合計				

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【1面】

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【1面】

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

1面

住所 (又は事業所事務所等所在地) フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以降に繰り越すために使用するものです。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

○「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が数字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、「①」の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、「②」の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額〕	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の②の金額〕	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利息
	円	円
合 計 額	④	⑤

本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 (④-⑤) 〔赤字の場合には0と書いてください。〕

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) 〔③の金額と④の金額の場合には0と書いてください。〕 〔②の記載がない場合には、③の金額を移記してください。〕	⑥	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑤-⑥) 〔⑤の金額と⑥の金額の場合には0と書いてください。〕 〔①の記載がない場合には、⑤の金額を移記してください。〕	⑦	

〔平成20年分以降用〕 405.11

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

1面

住所 (又は事業所事務所等所在地) フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以降に繰り越すために使用するものです。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

○「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が数字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、「①」の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、「②」の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額〕	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の②の金額〕	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利息
	円	円
合 計 額	④	⑤

本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 (④-⑤) 〔赤字の場合には0と書いてください。〕

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) 〔③の金額と④の金額の場合には0と書いてください。〕 〔②の記載がない場合には、③の金額を移記してください。〕	⑥	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑤-⑥) 〔⑤の金額と⑥の金額の場合には0と書いてください。〕 〔①の記載がない場合には、⑤の金額を移記してください。〕	⑦	

〔平成20年分以降用〕 405.11

改正後

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【2面】

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分 【※1】	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額【※2】	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額【※3】	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成__年分	① 前年分の付戻しの金額 円	② 株式等に譲渡所得等の金額から差し引く額【注】 円	⑦ (※1-※2-※3) 円
本年の2年前分 平成__年分	③ 前年分の付戻しの金額 円	④ 株式等に譲渡所得等の金額から差し引く額【注】 円	
本年の前年分 平成__年分	⑤ 前年分の付戻しの金額 円	⑥ 株式等に譲渡所得等の金額から差し引く額【注】 円	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額【※4+※5】		⑧	⑩ 申告書第三表【※4】 円
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額【※6+※7】		⑨	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑧+⑨+⑩)			⑪

【注】「①面の⑤欄及び⑥面の①欄、②欄の金額は翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。」

- ※1 平成26年分の申告では、「本年の3年前分」は平成23年分、「本年の2年前分」は平成24年分、「本年の前年分」は平成25年分になります（平成22年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成26年分から控除することはできません。）。
- ※2 平成26年分の申告では、平成25年分の申告の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の各欄の金額を移記します。
- ※3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑧本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。
- ※4 平成23年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成26年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成27年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分
の分離課税配当所得金額の計算

- 「⑧本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は不要です。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分 の分離課税配当所得金額【※】 (⑧-⑩)	円
--	---

- ※ ⑩欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改正前

個⑥089 確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）【2面】

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分 【※1】	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額【※2】	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額【※3】	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成__年分	① 前年分の付戻しの金額 円	② 株式等に譲渡所得等の金額から差し引く額【注】 円	⑦ (※1-※2-※3) 円
本年の2年前分 平成__年分	③ 前年分の付戻しの金額 円	④ 株式等に譲渡所得等の金額から差し引く額【注】 円	
本年の前年分 平成__年分	⑤ 前年分の付戻しの金額 円	⑥ 株式等に譲渡所得等の金額から差し引く額【注】 円	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額【※4+※5】		⑧	⑩ 申告書第三表【※4】 円
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額【※6+※7】		⑨	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑧+⑨+⑩)			⑪

【注】「①面の⑤欄及び⑥面の①欄、②欄の金額は翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。」

- ※1 平成25年分の申告では、「本年の3年前分」は平成22年分、「本年の2年前分」は平成23年分、「本年の前年分」は平成24年分になります（平成21年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成25年分から控除することはできません。）。
- ※2 平成25年分の申告では、平成24年分の申告の「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の各欄の金額を移記します。
- ※3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑧本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。
- ※4 平成22年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成25年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成26年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分
の分離課税配当所得金額の計算

- 「⑧本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は不要です。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分 の分離課税配当所得金額【※】 (⑧-⑩)	円
--	---

- ※ ⑩欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

個⑥090 所得税及び復興特別所得税の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

個⑥090 所得税及び復興特別所得税の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

提出用

住 所
〒 市 区 町 丁目 番 号 号
氏 名

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前2年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る繰越所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1 先物取引に係る繰越所得等の金額
本年分の先物取引に係る繰越所得等の金額 ①

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算
前年分まで引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (1)と(2)のいずれか低い方の金額
本年分まで引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (1)と(2)のいずれか低い方の金額
先物取引に係る繰越所得等の金額の差引金額 (1) - (2)

3 翌年以後に繰り越される繰越損失の計算
前年分まで引ききれなかった繰越損失の額 (1)と(2)のいずれか低い方の金額
本年分まで引ききれなかった繰越損失の額 (1)と(2)のいずれか低い方の金額
先物取引に係る繰越所得等の金額の差引金額 (1) - (2)

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る繰越所得等の金額の差引金額又は損失前額 (1) - (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20) + (21) + (22) + (23) + (24) + (25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) + (41) + (42) + (43) + (44) + (45) + (46) + (47) + (48) + (49) + (50) + (51) + (52) + (53) + (54) + (55) + (56) + (57) + (58) + (59) + (60) + (61) + (62) + (63) + (64) + (65) + (66) + (67) + (68) + (69) + (70) + (71) + (72) + (73) + (74) + (75) + (76) + (77) + (78) + (79) + (80) + (81) + (82) + (83) + (84) + (85) + (86) + (87) + (88) + (89) + (90) + (91) + (92) + (93) + (94) + (95) + (96) + (97) + (98) + (99) + (100)

平成二十六年分以降用

この付表は、申告書と一緒に提出してください。

平成二十五年分以降用

この付表は、申告書と一緒に提出してください。

平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

提出用

住 所
〒 市 区 町 丁目 番 号 号
氏 名

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前2年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る繰越所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に発生した先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1 先物取引に係る繰越所得等の金額
本年分の先物取引に係る繰越所得等の金額 ①

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算
前年分まで引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (1)と(2)のいずれか低い方の金額
本年分まで引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (1)と(2)のいずれか低い方の金額
先物取引に係る繰越所得等の金額の差引金額 (1) - (2)

3 翌年以後に繰り越される繰越損失の計算
前年分まで引ききれなかった繰越損失の額 (1)と(2)のいずれか低い方の金額
本年分まで引ききれなかった繰越損失の額 (1)と(2)のいずれか低い方の金額
先物取引に係る繰越所得等の金額の差引金額 (1) - (2)

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る繰越所得等の金額の差引金額又は損失前額 (1) - (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20) + (21) + (22) + (23) + (24) + (25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) + (41) + (42) + (43) + (44) + (45) + (46) + (47) + (48) + (49) + (50) + (51) + (52) + (53) + (54) + (55) + (56) + (57) + (58) + (59) + (60) + (61) + (62) + (63) + (64) + (65) + (66) + (67) + (68) + (69) + (70) + (71) + (72) + (73) + (74) + (75) + (76) + (77) + (78) + (79) + (80) + (81) + (82) + (83) + (84) + (85) + (86) + (87) + (88) + (89) + (90) + (91) + (92) + (93) + (94) + (95) + (96) + (97) + (98) + (99) + (100)

個⑥090-1 所得税及び復興特別所得税の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)(東日本大震災の被災者の方用)

(新設)

一連番号

平成__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)(東日本大震災の被災者の方用)

住所、フリガナ、氏名

この付表は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定により、雑損失の繰越控除の特例の適用を受ける方...

1 先物取引に係る雑所得等の金額
2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算
3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算
○ 次の該当する欄を書き込んでください。

平成二十六年分以降適用 ○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

個⑥092 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書【裏面】
書き方

- この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）（（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。））に添付します。確定申告書の提出を受けない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所管税務署長に提出します。また、実特法第 5 条の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。

- 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」のいずれかを抹消します。保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

その他の各欄は次により記入します。

- 「1 基本事項」の各欄
「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。
非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実特法第 5 条の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その条約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要です。）は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

- 「2 (特定社会) 保険料に関する事項」の各欄
保険料（実特法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「(特定社会) 保険料」といいます。）について記入します。
条約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は、「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ〇を囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や（特定社会）保険料に関する参考となるべき事項を記入します。（特定社会）保険料の「種類」及び「支払（控除）年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類									
支払(控除)年月日									
金額									

※ (特定社会) 保険料の支払(控除)金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客直物電信相場と対顧客直物電信相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「(特定社会) 保険料の支払(控除)金額(①)」欄に、支払(控除)保険料の合計額を、「(特定社会) 保険料の上限(②)」欄は次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

$$\begin{aligned} \text{(特定社会) 保険料の上限} &= (\text{イ} + \text{ロ} + \text{ハ} + \text{ニ}) \times \text{保険料の金額の基礎となった期間の月数} \\ \text{イ} & 62 \text{ 万円} \times (14.996\% (\text{平成} 19 \text{ 年}) \sim 18.3\% (\text{平成} 29 \text{ 年}))^{\text{H}1} \times 1 / 2 \\ \text{ロ} & 150 \text{ 万円} \times (14.996\% (\text{平成} 19 \text{ 年}) \sim 18.3\% (\text{平成} 29 \text{ 年}))^{\text{H}1} \times 1 / 2 \times 3 \div 2 \\ \text{ハ} & 121 \text{ 万円} \times 12\%^{\text{H}2} \times 1 / 2 \\ \text{ニ} & 540 \text{ 万円} \times 12\%^{\text{H}2} \times 1 / 2 \div 2 \end{aligned}$$

(注) 1 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険率になります。
2 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険率として決定される率のうち最も高い率になります。

<居住者の方> 「特例の対象となる(特定社会) 保険料の額(③)」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に転記し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。
<総合課税により確定申告する非居住者の方> 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び特例の対象となる(特定社会) 保険料の額(③) 欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。

<172 条申告書を提出する非居住者の方> 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる(特定社会) 保険料の額(③)」欄の額を控除した後の額を記入します。

- 「3 還付に関する事項」に各欄
還付請求書として使用する場合にはのみ使用します。「還付の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名義の口座を記入します。
- この届出書には、次の(1) (還付請求書として提出する場合は(1)及び(2) の書類を添付する必要があります(添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください)。
(1) 条約相手国の社会保障制度に係る(特定社会) 保険料について特例の適用を受ける場合・・・条約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書(適用証明書)及びその(特定社会) 保険料の金額を証する金額
(2) 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等

- この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所管税務署に提出します(確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します)。
なお、還付請求書として提出する場合には、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日(同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日)以後、住所地等の所管税務署に提出します。

改正前

個⑥092 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書【裏面】
書き方

- この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）（（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。））に添付します。確定申告書の提出を受けない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所轄の税務署長に提出します。また、実特法第 5 条の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。

- 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」のいずれかを抹消します。保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

- 「1 基本事項」の各欄
「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。
非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実特法第 5 条の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その条約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要です。）は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

- 「2 (特定社会) 保険料に関する事項」の各欄
保険料（実特法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「(特定社会) 保険料」といいます。）について記入します。
条約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ〇で囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や(特定社会) 保険料に関する参考となるべき事項を記入します。(特定社会) 保険料の「種類」及び「支払(控除)年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類									
支払(控除)年月日									
金額									

※ (特定社会) 保険料の支払(控除)金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客直物電信相場と対顧客直物電信相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「(特定社会) 保険料の支払(控除)金額(①)」欄に、支払(控除)保険料の合計額を、「(特定社会) 保険料の上限(②)」欄は、次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

$$\begin{aligned} \text{(特定社会) 保険料の上限} &= (\text{イ} + \text{ロ} + \text{ハ} + \text{ニ}) \times \text{保険料の金額の計算の基礎となった期間の月数} \\ \text{イ} & 62 \text{ 万円} \times (14.996\% (\text{平成} 19 \text{ 年}) \sim 18.3\% (\text{平成} 29 \text{ 年}))^{\text{H}1} \times 1 / 2 \\ \text{ロ} & 150 \text{ 万円} \times (14.996\% (\text{平成} 19 \text{ 年}) \sim 18.3\% (\text{平成} 29 \text{ 年}))^{\text{H}1} \times 1 / 2 \times 3 \div 2 \\ \text{ハ} & 121 \text{ 万円} \times 12\%^{\text{H}2} \times 1 / 2 \\ \text{ニ} & 540 \text{ 万円} \times 12\%^{\text{H}2} \times 1 / 2 \div 2 \end{aligned}$$

(注) 1 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険率になります。
2 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険率として決定される率のうち最も高い率になります。

<居住者の方> 「特例の対象となる(特定社会) 保険料の額(③)」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に転記し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。
<総合課税により確定申告する非居住者の方> 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び「特例の対象となる(特定社会) 保険料の額(③)」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。
(172 条申告書を提出する非居住者の方) 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる(特定社会) 保険料の額(③)」欄の額を控除した後の額を記入します。

- 「3 還付に関する事項」の各欄
還付請求書として使用する場合にはのみ記入します。「還付金の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名義の口座を記入します。
- この届出書には、次の(1) (還付請求書として提出する場合は(1)及び(2) の書類を添付する必要があります(添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください)。
(1) 条約相手国の社会保障制度に係る(特定社会) 保険料について特例の適用を受ける場合・・・条約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書(適用証明書)及びその(特定社会) 保険料の金額を証する書類
(2) 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等

- この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所轄の税務署に提出します(確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します)。
なお、還付請求書として提出する場合は、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日(同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日)以後、住所地等の所轄の税務署に提出します。

個⑥100 平成 年分収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》【表面】

平成 年分収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

	項目	単位	年	月	日
		延 日	延 日	延 日	延 日

1. 収入金額の内訳

種別	件数	単価	金額	収入金額
診療収入				
検査収入				
入院収入				
その他収入				
合計				

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかにより算出してください。

(1) 診療収入による割合

$$\frac{\text{診療収入}}{\text{診療収入} + \text{検査収入} + \text{入院収入} + \text{その他収入}} \times 100 = \frac{\text{A}}{\text{B}} \times 100 = \text{C} \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{診療収入} + \text{検査収入} + \text{入院収入} + \text{その他収入}}{\text{診療収入} + \text{検査収入} + \text{入院収入} + \text{その他収入} + \text{自由診療収入}} \times 100 = \text{D} \%$$

2. 自由診療割合の計算

この計算は、国民生活安定法第58条の規定の運用に当たり、自由診療収入に課税所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに該当するものかについては疑義を存しない区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかにより算出してください。

(1) 診療収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入}}{\text{自由診療収入} + \text{社会保険診療収入}} \times 100 = \text{E} \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入} + \text{社会保険診療収入}}{\text{自由診療収入} + \text{社会保険診療収入} + \text{診療収入} + \text{検査収入} + \text{入院収入} + \text{その他収入}} \times 100 = \text{F} \%$$

個⑥100 平成 年分収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》【表面】

平成 年分収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

	項目	単位	年	月	日
		延 日	延 日	延 日	延 日

1. 収入金額の内訳

種別	件数	単価	金額	収入金額
診療収入				
検査収入				
入院収入				
その他収入				
合計				

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかにより算出してください。

(1) 診療収入による割合

$$\frac{\text{診療収入}}{\text{診療収入} + \text{検査収入} + \text{入院収入} + \text{その他収入}} \times 100 = \text{A} \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{診療収入} + \text{検査収入} + \text{入院収入} + \text{その他収入}}{\text{診療収入} + \text{検査収入} + \text{入院収入} + \text{その他収入} + \text{自由診療収入}} \times 100 = \text{B} \%$$

2. 自由診療割合の計算

この計算は、国民生活安定法第58条の規定の運用に当たり、自由診療収入に課税所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに該当するものかについては疑義を存しない区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかにより算出してください。

(1) 診療収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入}}{\text{自由診療収入} + \text{社会保険診療収入}} \times 100 = \text{C} \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入} + \text{社会保険診療収入}}{\text{自由診療収入} + \text{社会保険診療収入} + \text{診療収入} + \text{検査収入} + \text{入院収入} + \text{その他収入}} \times 100 = \text{D} \%$$

改正前

個⑥101 平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》【表面】

平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

診療科目		氏名	
診療科目	氏名	診療科目	氏名

1. 収入金額の内訳

収入の種類	件数	単価	収入金額	収入金額
① 一般診療収入				
② 特別診療収入				
③ 雑収入				
④ 雑収入				
⑤ 雑収入				
⑥ 雑収入				
⑦ 雑収入				
⑧ 雑収入				
⑨ 雑収入				
⑩ 雑収入				
⑪ 雑収入				
⑫ 雑収入				
⑬ 雑収入				
⑭ 雑収入				
⑮ 雑収入				
⑯ 雑収入				
⑰ 雑収入				
⑱ 雑収入				
⑲ 雑収入				
⑳ 雑収入				
㉑ 雑収入				
㉒ 雑収入				
㉓ 雑収入				
㉔ 雑収入				
㉕ 雑収入				
㉖ 雑収入				
㉗ 雑収入				
㉘ 雑収入				
㉙ 雑収入				
㉚ 雑収入				
㉛ 雑収入				
㉜ 雑収入				
㉝ 雑収入				
㉞ 雑収入				
㉟ 雑収入				
㊱ 雑収入				
㊲ 雑収入				
㊳ 雑収入				
㊴ 雑収入				
㊵ 雑収入				
㊶ 雑収入				
㊷ 雑収入				
㊸ 雑収入				
㊹ 雑収入				
㊺ 雑収入				
㊻ 雑収入				
㊼ 雑収入				
㊽ 雑収入				
㊾ 雑収入				
㊿ 雑収入				
合計				

2. 自由診療割合の計算

この計算は、税務特別措置法第4条の2第1項の規定により、自由診療収入に算入される収入に、自由診療と認定された収入の割合を算出するものである。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)の方法により算出してください。

(1) 診療科目ごとの割合

$$\frac{\text{自由診療収入の総額}}{\text{収入総額}} \times 100 = \text{自由診療割合}$$

(2) 収入ごとの割合

$$\frac{\text{自由診療収入の総額}}{\text{収入総額}} \times 100 = \text{自由診療割合}$$

改正後

個⑥101 平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》【表面】

平成 年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

診療科目		氏名	
診療科目	氏名	診療科目	氏名

1. 収入金額の内訳

収入の種類	件数	単価	収入金額	収入金額
① 一般診療収入				
② 特別診療収入				
③ 雑収入				
④ 雑収入				
⑤ 雑収入				
⑥ 雑収入				
⑦ 雑収入				
⑧ 雑収入				
⑨ 雑収入				
⑩ 雑収入				
⑪ 雑収入				
⑫ 雑収入				
⑬ 雑収入				
⑭ 雑収入				
⑮ 雑収入				
⑯ 雑収入				
⑰ 雑収入				
⑱ 雑収入				
⑲ 雑収入				
⑳ 雑収入				
㉑ 雑収入				
㉒ 雑収入				
㉓ 雑収入				
㉔ 雑収入				
㉕ 雑収入				
㉖ 雑収入				
㉗ 雑収入				
㉘ 雑収入				
㉙ 雑収入				
㉚ 雑収入				
㉛ 雑収入				
㉜ 雑収入				
㉝ 雑収入				
㉞ 雑収入				
㉟ 雑収入				
㊱ 雑収入				
㊲ 雑収入				
㊳ 雑収入				
㊴ 雑収入				
㊵ 雑収入				
㊶ 雑収入				
㊷ 雑収入				
㊸ 雑収入				
㊹ 雑収入				
㊺ 雑収入				
㊻ 雑収入				
㊼ 雑収入				
㊽ 雑収入				
㊾ 雑収入				
㊿ 雑収入				
合計				

2. 自由診療割合の計算

この計算は、税務特別措置法第4条の2第1項の規定により、自由診療収入に算入される収入に、自由診療と認定された収入の割合を算出するものである。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)の方法により算出してください。

(1) 診療科目ごとの割合

$$\frac{\text{自由診療収入の総額}}{\text{収入総額}} \times 100 = \text{自由診療割合}$$

(2) 収入ごとの割合

$$\frac{\text{自由診療収入の総額}}{\text{収入総額}} \times 100 = \text{自由診療割合}$$

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【4面】

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【4面】

4面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約予定年月日	取得予定年月日	権利移付予定日
		m ²		・	・	・
		m ²		・	・	・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・	円
		・	円
		・	円
建物		・	円
		・	円
		・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) ②以外の交換・買換え（代替）の場合【交換（所法58）・収用代替（特法33）・居住用買換え（特法36の2）・震災買換え（簡法12）など】

区分	特例適用	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F-G)
収用代替	特例適用	①-③-④	②× $\frac{F}{①-③}$	H 譲渡所得金額 (F-G)
上記以外	特例適用	①-④	(②+③)× $\frac{F}{①}$	
短期	特例適用	円	円	円
長期	特例適用	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換【特法37-37の4】などの場合

区分	特例適用	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J-K)
①≦④	特例適用	①×20%	(②+③)×20%	L 譲渡所得金額 (J-K)
①>④	特例適用	(①-④)+④×20%	(②+③)× $\frac{J}{①}$	
短期	特例適用	円	円	円
長期	特例適用	円	円	円

4面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約予定年月日	取得予定年月日	権利移付予定日
		m ²		・	・	・
		m ²		・	・	・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・	円
		・	円
		・	円
建物		・	円
		・	円
		・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) ②以外の交換・買換え（代替）の場合【交換（所法58）・収用代替（特法33）・居住用買換え（特法36の2）・震災買換え（簡法12）など】

区分	特例適用	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F-G)
収用代替	特例適用	①-③-④	②× $\frac{F}{①-③}$	H 譲渡所得金額 (F-G)
上記以外	特例適用	①-④	(②+③)× $\frac{F}{①}$	
短期	特例適用	円	円	円
長期	特例適用	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換【特法37-37の4】などの場合

区分	特例適用	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J-K)
①≦④	特例適用	①×20%	(②+③)×20%	L 譲渡所得金額 (J-K)
①>④	特例適用	(①-④)+④×20%	(②+③)× $\frac{J}{①}$	
短期	特例適用	円	円	円
長期	特例適用	円	円	円

個⑥105 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表)【総合譲渡用】【裏面】

個⑥105 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表)【総合譲渡用】【裏面】

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5. 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換え(交換・代替)資産の所在地	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				●	●	●
				●	●	●

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

買換の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		●	●
		●	●
		●	●
		●	●
買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			●

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」からダウンロードできます。なお、租税割にも関係してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6. 譲渡所得金額の計算をします。

表で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(指法37・37の4)

区分	F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① 広域	特別控除済文 ① × 20%	(② + ③) × 20%	(F - G)		(H - J)
② 広域	(① - ②) × ④ × 20%	(② + ③) × ④			
短期	指法	円	円	円	円
長期	指法	円	円	円	円

(2) 特定資産の交換(指法58)・取得代替(指法33)の場合

区分	L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換	特別控除済文 ① - ②	(② + ③) × ④	(L - M)		(N - P)
取得代替	① - ② - ③	④ × ⑤			
短期	指法	円	円	円	円
長期	指法	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
- また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一方の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二行書きで記載してください。
- 前記譲渡の短期譲渡所得とは、買換の取得の日以後5年以内に行われた譲渡による所得をいいます。総合課税の長期譲渡所得とは、買換の取得の日以後5年を経えられた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、K欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得については取得等の500万円の特別控除の特例の適用を受ける場合には、その500万円特別控除の特例から要し、この50万円の特別控除をすることができません。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の赤字の金額から差し引くことができます。
- 平成29年4月1日以降に主として建設、構築、修繕又は改良の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「譲渡費用加算」の算出方法が必ずやりにならないような場合には、特例書におたずねください。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5. 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換え(交換・代替)資産の所在地	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				●	●	●
				●	●	●

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

買換の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		●	●
		●	●
		●	●
		●	●
買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			●

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」からダウンロードできます。なお、租税割の窓口にも関係してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6. 譲渡所得金額の計算をします。

表で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(指法37・37の4)

区分	F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① 広域	特別控除済文 ① × 20%	(② + ③) × 20%	(F - G)		(H - J)
② 広域	(① - ②) × ④ × 20%	(② + ③) × ④			
短期	指法	円	円	円	円
長期	指法	円	円	円	円

(2) 特定資産の交換(指法58)・取得代替(指法33)の場合

区分	L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換	特別控除済文 ① - ②	(② + ③) × ④	(L - M)		(N - P)
取得代替	① - ② - ③	④ × ⑤			
短期	指法	円	円	円	円
長期	指法	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
- また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一方の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二行書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、買換の取得の日以後5年以内に行われた譲渡による所得をいいます。総合課税の長期譲渡所得とは、買換の取得の日以後5年を経えられた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、K欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得については取得等の500万円の特別控除の特例の適用を受ける場合には、その500万円特別控除の特例から要し、この50万円の特別控除をすることができません。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の赤字の金額から差し引くことができます。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「譲渡費用加算」の算出方法が必ずやりにならないような場合には、特例書におたずねください。

個⑥109-4 平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（損失申告用）付表（東日本大震災の被災者の方用）

(新設)

■ 平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（損失申告用）付表 **FA0083** ■
 (東日本大震災の被災者の方用)

第四表付表(一)

住所 (本居地) (居住者用)	フリガナ 姓 名
-----------------------	-------------

この付表は、震災特別法第5条（純損失の繰越控除の特例）、第7条（純損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の繰越損失の金額」に代えて使用します。

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額		被災純損失以外の純損失金額	㉙					
		被災純損失金額	㉚					
居住用財産に係る逃算償還請求損失の金額			㉛					
運動所得の損失額			㉜					
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	㉞ 損害金額	㉟ 保険金などで補填される金額	㊱ 差引損失額（㉞－㉟）	円
	山林	営林等・農業	うち、				㊲	
山林	山林	うち、	樹形資産震災損失額				㊳	
		うち、	固定資産震災損失額				㊴	
山林以外	不動産	うち、					㊵	
		うち、	固定資産震災損失額				㊶	
山林	山林	うち、					㊷	
		うち、	固定資産震災損失額				㊸	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		被災純損失以外の純損失金額	㊹					
		被災純損失金額	㊺					
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		被災純損失以外の純損失金額	㊻					
		被災純損失金額	㊼					

頁数	整理欄
----	-----

個⑥109-4 平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（損失申告用）付表（東日本大震災の被災者の方用）

■ 平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 申告書 (損失申告用) 付表 **FA005B** ■ 第四表付表(一)

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	当該年分までに引き残った金額	⑩ 本年分で差し引く損失額	⑪ 繰越損失額	
A 22年	被災純損失（青・白）	山林 山林			
	特定雑損失				
B 23年	純 青色の場合	被災純損失	山林		
		被災純損失	山林		
	損 白色の場合	被災純損失	山林		
		被災純損失	山林		
	失 青・白	被災純損失	山林		
		被災純損失	山林		
	繰越損失	特定雑損失以外の繰越損失			
	C 24年	純 青色の場合	被災純損失	山林	
			被災純損失	山林	
		損 白色の場合	被災純損失	山林	
被災純損失			山林		
失 被災純損失（青・白）		被災純損失	山林		
		被災純損失	山林		
繰越損失	特定雑損失以外の繰越損失				
D 25年	純 青色の場合	被災純損失	山林		
		被災純損失	山林		
	損 白色の場合	被災純損失	山林		
		被災純損失	山林		
	失 被災純損失（青・白）	被災純損失	山林		
		被災純損失	山林		
繰越損失	特定雑損失以外の繰越損失				

この付表は、申告書B(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	⑩	円
本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額	⑪	円
本年分の先物取引に係る譲渡所得等から差し引く損失額	⑫	円
繰越控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	⑬	円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額	⑭	円
特定雑損失の金額	⑮	円
繰越	控除額	

改正後

改正前

個⑦005 居住形態等に関する確認書【一面】

個⑦005 居住形態等に関する確認書【一面】

居住形態等に関する確認書

居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status, Etc.

Confirmation of the Type of Resident Status, Etc.

(平成26年分)

(平成25年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1. 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	
2 平成26年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2014?)	<input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日 ~ 月 日 月 日 ~ 月 日 月 日 ~ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	
4 平成26年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2014)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日 ~ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日 ~ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日 ~ 月 日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2014, did you receive any income from sources abroad during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of income from sources abroad)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount of ① paid in Japan)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Portion of ① remitted to Japan)	円

一面

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1. 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	
2 平成25年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2013?)	<input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日 ~ 月 日 月 日 ~ 月 日 月 日 ~ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	
4 平成25年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2013)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日 ~ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日 ~ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日 ~ 月 日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2013, did you receive any income from sources abroad during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of income from sources abroad)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount of ① paid in Japan)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Portion of ① remitted to Japan)	円

一面

改正後

改正前

個⑦005 居住形態等に関する確認書【二面】

個⑦005 居住形態等に関する確認書【二面】

住所又は居所を有していた期間の確認表
Confirmation Table of the Period of Resident Status

住所又は居所を有していた期間の確認表
Confirmation Table of the Period of Resident Status

二面

二面

○ 平成16年1月1日から平成25年12月31日までに国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years. (2004~2013).

○ 平成15年1月1日から平成24年12月31日までに国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years. (2003~2012).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Year)	(Month)	(Day)	~	(Year)	(Month)	(Day)	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.							年	月	日

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Year)	(Month)	(Day)	~	(Year)	(Month)	(Day)	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.							年	月	日

○ 平成26年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2014.

○ 平成25年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。
Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2013.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)				年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Month)	(Day)	~	(Month)	(Day)	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.				年	月	日	

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)				年数・月数・日数 (The number of years, months and days)			
(Month)	(Day)	~	(Month)	(Day)	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.				年	月	日	

(平成26年分)

(平成25年分)

改正後

改正前

個⑦006 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書（所得税法第 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項に規定する申告書）【裏面】

個⑦006 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書（所得税法第 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項に規定する申告書）【裏面】

所得税及び復興特別所得税の準確定申告書の説明

- この申告書は非居住者（日本に住所がなく、かつ、1年以上居所を有しない個人をいいます。）が日本国内に源泉のある給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得を有しているが所得税法第212条及び第213条の規定による所得税及びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第29条の規定による復興特別所得税の源泉徴収（税率20.42%）を受けていない場合（例えば支払地が国外の場合）に、源泉徴収に代えて申告納税するために使用します。
〔注〕復興特別所得税は、平成25年から平成29年までの各年分の基礎所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。
また、平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
- この申告書により申告すべき所得は次のとおりです。
 - 給与所得……給料、賞金、賞金又はこれらの性質を有する給与で、国内で行う勤務に基因するもの
 - 退職所得……退職手当その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で受給者が居住者であった期間に行った勤務に基因するもの
 - 人的役務の提供による所得……例えば弁護士、公認会計士等の自由職業者、科学技術、経営管理等のコンサルタント、あるいは俳優、音楽家等の芸能人又は職業運動家が国内において自己の役務を主たる内容とする役務の提供に基因して受ける報酬等
- 上記2の場合のほか、次の所得もこの申告の対象となります。
 - 内国法人の役員が国外勤務等に対する給与所得、退職所得
 - 居住者又は内国法人の継続する船舶又は航空機での勤務あるいは人的役務の提供を行い、あるいは行ったことに基因する給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得
- 非居住者が、例えば日本国内に事務所等事業を行う一定の場所を有して事業を行う場合などには、この申告書によらないで一般用申告書によって申告することとなりますのでご注意ください。
- この申告書の申告期限は所得が生じた年の翌年の3月15日であり、その申告期限が納期限です（3月15日が日曜日の場合には3月16日、土曜日の場合には3月17日が納期となります。）、ただし、その日までに日本に居所を有しなくなる場合には、その有しなくなる日までに申告・納付してください。

所得税及び復興特別所得税の準確定申告書の説明

- この申告書は非居住者（日本に住所がなく、かつ、1年以上居所を有しない個人をいいます。）が日本国内に源泉のある給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得を有しているが所得税法第212条及び第213条の規定による所得税及びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第29条の規定による復興特別所得税の源泉徴収（税率20.42%）を受けていない場合（例えば支払地が国外の場合）に、源泉徴収に代えて申告納税するために使用します。
〔注〕「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布された、「復興特別所得税」が創設されました。
復興特別所得税は、平成25年から平成29年までの各年分の基礎所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。
また、平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
- この申告書により申告すべき所得は次のとおりです。
 - 給与所得……給料、賞金、賞金又はこれらの性質を有する給与で、国内で行う勤務に基因するもの
 - 退職所得……退職手当その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で受給者が居住者であった期間に行った勤務に基因するもの
 - 人的役務の提供による所得……例えば弁護士、公認会計士等の自由職業者、科学技術、経営管理等のコンサルタント、あるいは俳優、音楽家等の芸能人又は職業運動家が国内において自己の役務を主たる内容とする役務の提供に基因して受ける報酬等
- 上記2の場合のほか、次の所得もこの申告の対象となります。
 - 内国法人の役員が国外勤務等に対する給与所得、退職所得
 - 居住者又は内国法人の継続する船舶又は航空機での勤務あるいは人的役務の提供を行い、あるいは行ったことに基因する給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得
- 非居住者が、例えば日本国内に事務所等事業を行う一定の場所を有して事業を行う場合などには、この申告書によらないで一般用申告書によって申告することとなりますのでご注意ください。
- この申告書の申告期限は所得が生じた年の翌年の3月15日であり、その申告期限が納期限です（3月15日が日曜日の場合には3月16日、土曜日の場合には3月17日が納期となります。）、ただし、その日までに日本に居所を有しなくなる場合には、その有しなくなる日までに申告・納付してください。

Explanation of the "Income Tax and Special Income Tax For Reconstruction Quasi-Final Return"

- This form is to be used by a non-resident (an individual who is not domiciled in Japan nor has resided in Japan for one year or more) in declaring such income from Japanese source as employment income, retirement income or income from personal services, but which is not subject to withholding at the source at the rate of 20.42% by the application of the provisions of articles 212 and 213 of the Income Tax Law and article 29 of the Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake.
NOTE: "Special Income Tax For Reconstruction" is calculated by multiplying the base income tax of respective years by 2.1% from 2013 through 2027.
Also, when withholding tax is collected on the income arising during the period from January 1, 2013 through December 31, 2027, special income tax for reconstruction shall be collected together.
- Includes the following: Income which should be declared on this form
 - Employment income—Salary, wages, bonuses or other earnings of the same nature which are based on the rendering of personal services performed in Japan.
 - Retirement income—A lump sum payment such as a severance allowance and the like received by a retiring employee and based on the rendering of personal services as employment duties performed in a period when the person receiving them was a resident of Japan.
 - Income from the provision of personal services—Remuneration, or other payments (a) received by attorneys, certified public accountants, scientific, technical or managerial consultants, public entertainers, athletes or other professionals and (b) based on personal services performed in Japan.
- Besides the income mentioned in section 2 above, the following are the types of income which should be declared on this form.
 - Employment income or retirement income based on personal services, such as employment duty performed outside Japan by an "officer" of a domestic corporation
* "Officer" means a director, auditor, supervisor or liquidator of a corporation as well as other persons specified by Cabinet Order among those engaged in managing the corporation.
 - Employment income, retirement income or income from personal services which are based on personal services performed on a ship or aircraft operated by a Japanese resident or a domestic corporation.
- The Final Return (for General Use) form should be used by a non-resident who conducts a business utilizing an office or any other fixed place of business within Japan.
- Please file this Return with the Tax Office by March 15 of the year following the year in which you earned the income mentioned above, and pay the tax by the same date. (When March 15 falls on Sunday, you must file the return and pay the tax by March 16. When March 15 falls on Saturday, you must file the return and pay the tax by March 17.) However, if by the said March 15, etc., you depart from Japan, you must file the return and pay the tax before you depart from Japan.

Explanation of the "Income Tax and Special Income Tax For Reconstruction Quasi-Final Return"

- This form is to be used by a non-resident (an individual who is not domiciled in Japan nor has resided in Japan for one year or more) in declaring such income from Japanese source as employment income, retirement income or income from personal services, but which is not subject to withholding at the source at the rate of 20.42% by the application of the provisions of articles 212 and 213 of the Income Tax Law and article 29 of the Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake.
NOTE: "Special Income Tax For Reconstruction" was newly established.
Special Income Tax For Reconstruction is calculated by multiplying the base income tax of respective years by 2.1% from 2013 through 2027.
Also, when withholding tax is collected on the income arising during the period from January 1, 2013 through December 31, 2027, special income tax for reconstruction shall be collected together.
- Includes the following: Income which should be declared on this form
 - Employment income—Salary, wages, bonuses or other earnings of the same nature which are based on the rendering of personal services performed in Japan.
 - Retirement income—A lump sum payment such as a severance allowance and the like received by a retiring employee and based on the rendering of personal services as employment duties performed in a period when the person receiving them was a resident of Japan.
 - Income from the provision of personal services—Remuneration, or other payments (a) received by attorneys, certified public accountants, scientific, technical or managerial consultants, public entertainers, athletes or other professionals and (b) based on personal services performed in Japan.
- Besides the income mentioned in section 2 above, the following are the types of income which should be declared on this form.
 - Employment income or retirement income based on personal services, such as employment duty performed outside Japan by an "officer" of a domestic corporation
* "Officer" means a director, auditor, supervisor or liquidator of a corporation as well as other persons specified by Cabinet Order among those engaged in managing the corporation.
 - Employment income, retirement income or income from personal services which are based on personal services performed on a ship or aircraft operated by a Japanese resident or a domestic corporation.
- The Final Return (for General Use) form should be used by a non-resident who conducts a business utilizing an office or any other fixed place of business within Japan.
- Please file this Return with the Tax Office by March 15 of the year following the year in which you earned the income mentioned above, and pay the tax by the same date. (When March 15 falls on Sunday, you must file the return and pay the tax by March 16. When March 15 falls on Saturday, you must file the return and pay the tax by March 17.) However, if by the said March 15, etc., you depart from Japan, you must file the return and pay the tax before you depart from Japan.